

第 1 章

たくましく心豊かな人材の育成と
地域文化の保存・継承と発祥

第1節 豊かな人間性を育む文化の創造

文化・芸術

前期の主な取り組み

- 川村吾蔵*の業績を後世に伝える川村吾蔵記念館を平成21年度に整備しました。
- 甲冑博物館の建設は中止し、既存施設において展示・保管することにしました。
- 総合文化会館の建設は、平成22年度に実施した住民投票の結果を尊重し中止しました。
- まちじゅう美術館*事業では、学校などで開催する移動展を平成20年度から新たに実施しています。
- 佐久市立近代美術館では、平成17年度以降で、210点の美術品を新たに収集し、保管していくとともに年間5回の展覧会で展示しました。
- 佐久にゆかりのある先人の人となりや業績を後世に伝えるため、調査・検討を行う佐久市佐久の先人検討委員会を平成22年度に設置しました。
- 臼田町誌の編纂が終了し、全5編を刊行しました。

現状と課題

- 市民参加による新たな文化振興の体系づくりを進める必要があります。
- 既存施設の有効活用と活性化を図るため、設備・収蔵品の充実や、連携事業を拡充する必要があります。
- 市民の文化・芸術活動の体制強化を図るため、支援策を検討する必要があります。
- 佐久市佐久の先人検討委員会における調査・審議による成果の公表と活用方法を検討する必要があります。
- 文化財や歴史・民俗資料の調査及び保護・保存を引き続き進めるとともに、有効活用を図る必要があります。

*川村吾蔵:(1884~1950):公共彫刻のほか、乳牛像、著名人の胸像などを制作し、海外で高い評価を得た本市出身の彫塑家。

*まちじゅう美術館:市民が身近に美術作品に親しむ空間を提供するため、市立近代美術館の収蔵品を公共施設で展示公開する事業。

後期の主な取り組み

(1) 文化振興のあり方検討

- 市民参加により、新たな文化振興の体系と方針を示した計画を策定し、市民主体の文化振興施策を推進します。

(2) 既存施設の充実と有効活用

- さくぶん連携事業*により、施設の有効活用と企画・情報発信の拡充を図ります。
- 既存施設の特徴を考慮し、連携と役割分担による効率的な運用と、適切な維持管理を図ります。
- 展示を魅力あるものとするため、収蔵品の充実や保全・修復を進めるとともに、展示・保管環境の整備に努めます。

(3) 市民の文化・芸術活動の促進

- 文化・芸術団体の自主的な活動と、後継者を育てるための環境整備に努めます。
- 佐久市立近代美術館を作品発表の場として提供し、市民の芸術活動を支援します。

(4) 佐久の先人の調査検討と成果の活用

- 佐久の先人検討事業*による調査・検討成果の公表と活用を進めます。

(5) 文化財の保護・継承と有効活用

- 地域の文化財の調査を進め、適切な保護・保存を図ります。
- 貴重な無形文化財を後世に伝えるため、後継者の育成を図ります。
- 文化財への関心を高めるため、講座や体験会などの充実に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
貸し館系施設*の延べ利用件数 (件/年)	8,705 [H22]	9,500
観覧系施設*の延べ入館者数 (人/年)	38,844 [H22]	40,000
少年考古学教室参加者数 (人/年)	67 [H22]	80

貸し館系施設：生涯学習センター、コスモホール、交流文化館浅科
観覧系施設：近代美術館、旧中込学校、五郎兵衛記念館、天来記念館、望月歴史民俗資料館、天体観測施設、鎌倉彫記念館、臼田文化センター、川村吾蔵記念館

チャレンジ！！

文化関連施設が連携して、新たな事業に取り組むことにより、施設の魅力を高め、利用者の増加と文化振興を図ります。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*さくぶん連携事業：本市の文化関連施設(愛称:さくぶん)間の連携により、共同企画・イベントの実施や、情報の共有・発信を図り、施設の魅力を高めるための事業。

*佐久の先人検討事業：本市にゆかりのある先人の業績や人となりを後世に伝えるため、先人の選定や、調査・検討成果の公表や活用などを行う事業。

前期の主な取り組み

- 定住人口増加策として、空き家バンク事業*を開始し、専用サイト「おいでなんし！佐久」を開設しています。
- 平成19年度にエストニア共和国サク市と、平成20年度にモンゴル国ウランバートル市スフバートル区と友好都市協定の締結をし、国内外の交流提携都市は17都市となっています。
- 国内外の友好都市などからの公式訪問団の受け入れを始め、子ども交流事業、スポーツ交流、物産交流など、様々な交流事業を進めています。
- 市内中学生の海外研修による人材育成事業として、これまでのアメリカ合衆国に加え、平成22年度からはモンゴル国に中学生を派遣しています。
- 外国人定住支援策として、佐久市生活ガイドブックを5か国語で作成するとともに、英語併記の回遊ルート案内看板を市内16か所に設置しました。また、国際交流フェスティバルや国際交流サロンの実施により、相互理解の向上に努めています。

現状と課題

- 交流人口の創出のため、関係機関が連携して事業展開を図るとともに、本市の魅力や情報を積極的に発信する必要があります。
- 民間主体のヒトやモノの活発な交流・流通を促進するため、交流団体などの育成や活動の支援をする必要があります。
- グローバルな視点を持った市民の活動を促進するため、国際性豊かな人材の育成に努める必要があります。
- 在住する外国人が暮らしやすいまちづくりを進めるため、情報提供や生活支援に努める必要があります。
- 地域間交流など、定住人口の増加につながる施策の展開が必要です。

*空き家バンク事業: 空き家情報を市ホームページ上で公開し、移住・交流希望者に提供する事業。

後期の主な取り組み

(1) 交流人口の創出

- 交流人口創出プログラムを策定し、佐久の魅力や交流情報を集約し、県内外に向け積極的に情報発信を行います。
- 地域資源を生かした、様々な交流が生まれる事業を展開します。
- 定住人口の増加のため、空き家バンク事業の充実や農地バンク事業の活用を図り、希望者のニーズの把握と定住促進に努めます。
- 市民主体の交流を促進するため、交流団体の育成や、様々な交流が生まれる活動・事業の支援を行います。
- 市域・県域を越えた、観光・文化・スポーツ交流を促進します。
- 国内外の姉妹都市・友好都市・ゆかりのまち・交流都市との交流を推進します。

(2) 国際性豊かな人材育成

- 国際感覚を身につけた人材の育成のため、中学生海外研修事業の充実に努めます。
- 学校教育や社会教育など様々な場を通じて、国際理解の機会づくりと異文化コミュニケーション*能力の向上に努めます。
- 国際交流フェスティバルなどのイベントを開催し、相互理解を促進します。

- (3) 在住する外国人が暮らしやすいまちづくり
- 在住する外国人に対する相談窓口の強化や生活情報の提供を充実し、暮らしやすい環境づくりに努めます。
- 国際交流ネットワーク佐久・佐久市国際交流ボランティアの充実を図り、市民の相互扶助を促進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
国際交流フェスティバル参加者数 (人/年)	2,800 [H22]	3,500
国際交流サロン参加者数 (人/年)	319 [H22]	400
空き家バンク掲載物件の年間契約成立件数 (件/年)	39 [H22]	50

チャレンジ!!

- 交流人口創出プログラムの実施により、100万交流圏*の観光・文化・スポーツ交流拠点づくりを推進します。
- (D 佐久を広めるプロジェクト)

*異文化コミュニケーション: 文化的背景を異にする存在同士のコミュニケーション。

*1000万交流圏: 第一次佐久市総合計画の基本構想において、将来都市像の実現のため「10万都市、100万経済圏、1000万交流圏の拠点となる都市づくり」を掲げている。これは、1000万交流圏の観光・文化・スポーツ交流拠点づくりを推進することとしている。

男女共同参画社会

前期の主な取り組み

- 佐久市男女共同参画プラン*に基づき、関係機関などと連携し、男女共同参画社会の形成を推進しています。
- 女性の各種審議会への登用を推進したことにより、平成17年度合併時の16.5%から平成22年度は18.1%で、女性委員の割合が約2ポイント増加しました。
- 市民や各種団体との協働で各種講演会や研修会を開催し、男女共同参画社会への理解を深めるための意識啓発を行っています。
- 関係機関と連携し、ドメスティック・バイオレンス（DV）*相談窓口の強化を図りました。

現状と課題

- 活力ある地域づくりのため、男女が共に多様な生き方を選択でき、互いに尊重しながら責任を分かち合うとともに、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が重要です。
- 男女共同参画意識についての理念を正しく理解するとともに、学校や家庭における教育の中で、性別による固定的な役割分担意識を見直すことにより、男女平等の理念を子どもたちに伝えていくことが重要です。
- 女性リーダーなど、地域社会に貢献できる人材の育成や、男女共同参画の視点での行政運営が求められています。
- 健康で、仕事と育児・介護などを両立しながら安心して働くことができるワーク・ライフ・バランスが大切です。多様な働き方をサポートする子育て支援や介護支援サービスを充実させていく必要があります。
- 高齢者人口の増加に伴い介護の負担が女性に集中することのないよう、社会全体で支え、男性も介護に積極的に参加する環境を整備する必要があります。
- 男女のあらゆる暴力の根絶が求められる中で、ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関と連携して被害者への支援体制の充実を図っていく必要があります。

*ドメスティック・バイオレンス(DV): 男女の親密な関係(夫婦・恋人・パートナーなど)の間に起こる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、言葉や身振りで恐怖感や不安感を植えつけたり、相手の存在を理由なく無視するなど、心理的に苦痛を与えることも含まれる。

*佐久市男女共同参画プラン: 平成18年度から平成22年度を計画期間として、佐久市の男女共同参画社会づくりの実現に向けた施策などを示した計画。第2次佐久市男女共同参画プランを平成23年〇月に策定した。

後期の主な取り組み

(1) 男女共同参画意識づくり

- 男女共同参画社会づくりの実現に向け、第2次佐久市男女共同参画プランに基づき、総合的で計画的な施策を推進します。
- 各種審議会・委員会などへの女性の登用を推進するとともに、女性団体・グループの設置支援や交流機会を拡充し、団体などの活動を促進します。
- 幼稚園・保育所・学校などでの教育の推進と、家庭・地域・職場での学習機会の拡充を図り、あらゆる場において男女共同参画の視点に立った男女平等意識の啓発を推進します。
- 性別による固定的な役割分担意識を見直すため、研修会などを開催し、地域社会で活躍できる女性リーダーを養成します。

(2) 男女が共にすこやかに暮らし、安心して働ける環境づくり

- 男女が共に働きやすい環境を整備するため、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など関係法制度の周知・啓発を推進します。
- 男女が共に健康を害することなく仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られ、家庭生活と社会生活の両立ができる環境づくりに努めます。

(3) 男女共同参画の視点による人権の尊重と暴力のない社会づくり

- 配偶者暴力など、あらゆる男女間の暴力の予防や、早期発見のための啓発推進と被害者支援体制の充実を図ります。

目 標

項目（単位）	現状値	目標値
審議会などにおける女性委員の登用率（%）	18.1 [H22]	25.0

チャレンジ！！

DV被害にあった時に、市に相談窓口があることを知っている市民の割合が100%になることを目指します。

(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

人権尊重社会

前期の主な取り組み

- 人権を守る市民集会や人権フェスティバルなどを開催し、人権意識の高揚を図っています。
- 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画*に基づき、巡回指導事業や人権同和教育講座を開催するとともに、PTAや教職員を対象とした学校人権同和教育研修会や教職員人権同和研修会、企業を対象とした企業人権同和教育推進事業を実施しています。
- 隣保館では、人権・同和問題の解決及び地域に密着した福祉センターを目指し、啓発や広報活動を実施しています。

現状と課題

- 社会にはいまだに、慣習や迷信、文化や人種の違いによる偏見、さらには同和問題を始め、女性、子ども、障がい者、高齢者に対する様々な差別など多くの問題があり、早急に解決する必要があります。
- 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画に基づき、人権意識を高めるために、市民・学校・行政などが一体となって、人権教育や啓発を推進する必要があります。
- パソコンや携帯電話などの情報端末の普及に伴い、インターネット上の掲示板やホームページへの差別的情報の掲示なども問題となっています。
- 人権理念の普及、差別意識や偏見の解消、人権尊重のため、主体的な行動の喚起や人権教育・啓発の環境づくりを進める必要があります。

*佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画:平成19年度から平成23年度を計画期間として、佐久市が市民・学校・行政等が一体となった人権尊重のまちづくりを推進するための施策を示した計画。第2次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画は平成24年度が初年度となる。

後期の主な取り組み

(1) 人権意識の高揚

- 佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画に基づき、市民・学校・行政などが一体となり総合的かつ計画的な施策を進め、人権尊重のまちづくりを推進します。
- 各種集会などの開催を始め、あらゆる場での啓発活動を推進し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ります。

(2) 人権教育の推進

- 家庭・地域・職場における各種人権事業や人権講座などを実施し、地域ぐるみ、企業ぐるみでの人権教育を推進します。
- 保育所・幼稚園の保育者や保護者を始め、小・中・高校のPTAや教職員を対象とした人権教育研修会や学習会を実施し、幼少期からの一貫した人権教育を推進します。
- 人権問題の指導にあたる人材の養成を行うとともに、相談体制の充実・強化に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
人権教育・啓発事業などの参加者数 (人/年)	7,619 [H22]	8,000
隣保館活動などの参加者数 (人/年)	4,511 [H22]	4,800

チャレンジ!!

すべての市民がお互いを尊重し、思いやる差別事象0 (ゼロ) のまちを目指します。

(B 弱点克服プロジェクト)

第2節 未来を担う人づくり

幼 児 教 育

前期の主な取り組み

- 保育所と地域との交流を定期的を実施するとともに、市内の幼稚園、保育所、小学校が連携し、新入学児童及び年長児を対象として情報交換を実施しています。
- 私立幼稚園の運営支援と、保護者の負担軽減のため、私立幼稚園運営費補助金や就園奨励費補助金を交付しています。

現状と課題

- 地域や幼稚園、保育所、小学校の交流は核家族化により普段、祖父母等と接することが少ない児童の心身の発達の一助となりつつあり、引き続き、情報交換をしていく必要があります。
- 豊かな人間性と社会性を育み、地域全体で幼児の健やかな成長を支えるため、家庭や地域社会、幼稚園、保育所、小学校などの連携により、身近な自然や文化・社会などの中で得られる体験できる環境づくりを進める必要があります。
- 認定子ども園*は、保育士、幼稚園教員の配置などの課題があり、設置に至っておりませんが、引き続き、私立幼稚園及び私立保育所に情報提供する必要があります。
- 多様化する市民ニーズに対応するため、子育て支援ネットワークの充実を図る必要があります。
- 良好な教育環境の確保と幼児教育の振興のため、引き続き、私立幼稚園及び保護者への支援が求められています。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」を始めとする家庭における基本的な生活習慣の定着を進める必要があります。

*認定子ども園:幼稚園、保育所などのうち、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」・「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たし、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設。

後期の主な取り組み

(1) 幼児教育の充実

- 地域の自然や文化などを体験する活動を中心とした教育活動を推進します。
- 認定こども園の設置について、検討を促進します。
- 子育てネットワークを充実させ、地域・家庭・幼稚園・保育所・小学校などの関係機関との連携強化を図ります。

(2) 幼児教育環境の整備

- 私立幼稚園の施設整備や運営費に対する支援により、良好な教育環境の確保と幼児教育の振興を図ります。
- 私立幼稚園就園奨励費補助金の助成により、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 幼児の生活習慣指導の充実

- 食事、睡眠、片付け、あいさつなど、家庭における幼児期からのしつけに関する情報提供を推進します。

前期の主な取り組み

- 岩村田小学校の大規模化解消に向けて、岩村田地区北部新小学校建設事業に着手しました。
- 浅間中学校の改築事業が終了し、臼田中学校、泉小学校及び望月中学校の改築事業に着手しました。
- スクールメンタルアドバイザー*の相談体制を見直し、女性2名の相談員の配置と相談時間を変更したことにより、女性からの相談や、相談件数が増加しました。
- 平成22年度から、県の笑顔で登校支援事業により、不登校児童生徒や保護者への支援を行っています。
- 「読み・書き・計算」などの基礎・基本の確実な定着、論理的思考力や表現力の育成、理科ばなれへの対応、体験学習の推進などを通じ、一人ひとりが将来の夢や目標に向かって努力できる教育内容の設定や、学習指導方法の改善などを推進しています。
- 「読むこと・書くこと・行うこと」を家庭、地域、学校で実践するコスモスプラン*を推進しています。
- 平成23年度現在、特別支援学級を小学校15校28学級、中学校7校17学級設置し、特別支援教育支援員による支援も行っています。

- 学校図書館のデータベース化に着手しました。
- 児童生徒の安全を確保するため、学校施設の耐震化を進めています。

現状と課題

- 小・中学校施設の計画的な改築・改修を進めるとともに、児童生徒数の増減に対応した施設整備や通学区のあり方を、引き続き検討する必要があります。
- 各校での施設の経年による老朽化に伴い、修繕及び営繕工事箇所が増加しているため、緊急性に応じて迅速に対応する必要があります。
- 学校給食施設の改築整備を推進するとともに、今後も、アレルギー対応調理室を各給食センターに整備する必要があります。
- 情報関連機器を十分に利活用した情報教育の推進のための指導や研修などを、さらに進めていく必要があります。
- 特別支援学級では、支援の必要な子どもへの適切な支援のあり方を、引き続き検討していく必要があります。
- 児童生徒の健康管理については、健康診断の充実を図るとともに、家庭との連携による事後指導に努める必要があります。

*コスモスプラン：市教育委員会で提唱している「佐久市教育コスモスプラン」は、「読むこと・書くこと・行うこと」を内容とした学校、家庭、地域で「読むこと」「書くこと」「行うこと」が、様々に工夫実践されていく温かな人間社会づくりを共に進めていこうとする取り組みである。

*スクールメンタルアドバイザー：市教育委員会が、不登校・いじめその他教育に関する相談全般に対応するため設置している相談員。現在6名を配置しており、悩みや不安を抱える児童生徒を始め保護者、教職員からの幅広い相談に応じている。

- 今後も、児童生徒の心身の発育段階を考慮し、スポーツ活動や体力づくりの推進による健康保持増進と、疾病予防などの保健指導を進めていく必要があります。
- 不登校児童生徒が増加する中、多くの子どもたちに関われるように体制強化に努める必要があります。
- 小学校全学年で導入した30人規模学級を、中学校においても全学年に拡大していく必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 学校教育施設の充実

- 泉小学校、臼田中学校及び望月中学校の改築を推進します。
- 岩村田地区北部新小学校の建設と岩村田小学校の改築を推進します。
- 児童生徒が、快適な学校生活を過ごせるように計画的な学校改築や修繕を推進します。
- 児童生徒数の将来的な動向などを勘案し、地域の状況に応じた学校配置のあり方について、様々な角度から検討を進めます。
- 学習形態・教育方法の多様化に応じた教育機器・教材の整備充実を図ります。

(2) 教育内容の充実

- 「読むこと・書くこと・行うこと」を家庭、地域、学校で実践するコスモプランを推進します。
- 基礎学力の定着が図られるよう、学習指導方法の充実や、家庭学習の工夫を図ります。

- 自然観察や実験等を通じ、生命の大切さや理科に対する好奇心・探究心を育み、理解力の向上を図ります。
- 歴史・地域探訪などにより地域の伝統・文化や歴史に対する理解を深めます。
- 音楽や美術などの情操教育や体育教育の充実に努め、豊かな感性や心身の健全な発達を図ります。
- 子どもたちの夢や目標を育むとともに、思いやりの心や自立する心を養うため、自然体験、職場体験、奉仕体験などの体験学習の充実に努めます。
- 少人数指導やチームティーチング指導など、個々に応じたきめ細やかな指導を推進します。
- 英語指導助手の配置や英語に親しむ環境の整備により、小学校の外国語活動、中学校の英語教育の充実に図ります。
- 学校図書館及び市内公共図書館の連携などにより、児童生徒の読書環境の充実に努めます。
- 情報機器などの計画的な整備を図り、情報教育を推進します。
- 地域や学校の特性を生かした開かれた学校づくりを推進し、地域と児童生徒の交流活動を促進します。
- 中学校全学年への30人規模学級の拡大を、県など関係機関への働きかけにより促進します。

(3) 特別支援教育、不登校対策の推進

- 学校、保護者、関係機関との連携を強化し、障がいのある児童生徒に対する教育相談・進路相談の充実に図ります。
- 発達障がいなど障がいのある児童生徒に対し、支援員の配置など特別支援教育の充実に図ります。

- いじめや不登校等に関する相談員や、中間教室などによる指導体制の強化に努めます。

(4) 学校給食の充実

- 児童生徒に安心安全な給食が提供できるよう学校給食のさらなる充実について検討を進めるとともに、衛生管理基準に沿った学校給食施設の計画的な整備を推進します。
- 食物アレルギー対応食が提供できる態勢づくり、施設整備を推進します。
- 民間活力の導入や、配食体制の効率化などについて検討を進めます。
- 学校給食における地場産品の活用推進や、農業体験学習の充実など、「地産地消」及び「食育」を推進します。

(5) 児童生徒の保健管理と安全対策の推進

- 児童生徒の生涯にわたる健康の保持増進と疾病予防のため、関係機関と連携して健康診断や保健指導の充実を図ります。
- 交通安全教室を開催し、交通安全意識と交通マナーの啓発に努めます。
- 校内施設、通学路の点検を実施し、学校の総合的な安全管理対策の充実を努めます。
- 学校、保護者、地域、関係機関との連携や、情報通信技術の活用などにより、子どもの登下校時や、災害時の安全確保対策の充実を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
小学校不登校児童の割合 (%)	0.36 [H22]	0.32
中学校不登校生徒の割合 (%)	3.24 [H22]	2.74

チャレンジ!!

中学校区ごとの教育推進会議を中心に、小学校から中学校に子どもたち一人ひとりの教育成果・課題をスムーズに引き継ぎ、小中学校間で指導の方針や方向を共有して、義務教育9年間の学びの充実を目指します。

(A 魅力倍増プロジェクト)

前期の主な取り組み

- 平成20年度に開学した4年制大学の「学校法人佐久学園佐久大学」に対し、開学にあたって財政的な支援を行いました。
- 高等教育機関への就学を支援するため、佐久市奨学金貸与制度を専修学校の専門課程まで拡充しました。

現状と課題

- 平成23年度現在、市内には県立高校6校、私立高校2校があり、中学校から高校への進学率は97.8%(平成22年度)となっています。
- 生徒数の減少や社会の変化に伴い、県立高校再編の検討が進み、北佐久農業高校、臼田高校及び岩村田高校工業科が、総合技術高校として再編統合され、平成27年度から募集開始となる計画が示されています。
- 高校教育の一層の充実を図るため、引き続き特色ある教育課程の編成や、施設の充実を要望していく必要があります。
- 4年制の佐久大学看護学部が設置されましたが、多様な専門教育機会の拡充のため、引き続き、高等教育機関の育成や誘致に努める必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 高校教育の充実
 - 社会の変化に応じた特色ある教育課程や、学校施設・設備の充実を促進します。
 - 県立高校の再編に対しては、生徒や市民の要望を踏まえた魅力ある制度の導入を促進します。
- (2) 優秀な人材の育成
 - 各種高等教育機関の充実や誘致に努め、多様な専門教育機会の拡充を図ります。
 - 高校・大学などへの就学を支援するため、奨学金制度の拡充に努めます。

目 標

項目(単位)	現状値	目標値
奨学金制度利用者数 (人/年)	32 [H22]	40

チャレンジ!!

- 佐久市の環境を生かした高等教育機関の誘致など、高等教育機会の拡充を促進します。
- (B 弱点克服プロジェクト)

前期の主な取り組み

- 市内各地区育成会に支援し、文化・スポーツ・奉仕活動など様々な取り組みが行われています。
- 非行を未然に防止するため、地区から選出された補導委員や学校との連携により、補導活動と有害環境の調査を実施しました。
- 地域ぐるみで青少年育成を図るため、市民集会や子どもまつりなどを開催しています。
- 中学生海外研修事業や、ジュニアリーダー研修事業の内容充実を図り、参加者に多様な体験ができる機会を提供しています。
- 子どもたちの交流・学習拠点となる児童館や図書館を整備しました。
- 子ども未来館において展示物の充実を図るとともに、天体観測施設（うすだスタードーム）や臼田宇宙空間観測所との連携事業を実施しています。

現状と課題

- 社会環境の変化による新たな犯罪や事件が発生していることから、引き続き家庭・学校・地域関係団体などとの連携強化や、情報発信の拡充を図る必要があります。
- 地域ぐるみの青少年健全育成を一層充実させるため、各種団体などへの参加呼びかけや、イベント内容の見直しを図る必要があります。
- 中学生の海外研修事業は、現在2か国において実施していますが、研修内容の充実などを図る必要があります。
- 子どもたちの交流・学習拠点の魅力を高めるため、さくぶん連携事業を活用した施設間の連携強化や、施設・機能の充実を図る必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 地域ぐるみの青少年育成

- 家庭・学校・地域・関係団体などとの連携により、青少年健全育成の推進体制強化を図ります。
- 地区育成会との連携や情報発信の充実を図り、地域全体で青少年の育成に取り組む意識の高揚に努めます。
- 青少年の社会参加を促進するため、各種研修会やイベントの内容充実に努めます。
- 街頭補導や有害環境調査の実施のほか、相談・啓発活動を充実させ、非行の未然防止と早期発見に努めます。

(2) 青少年研修事業の推進

- 次代を担う人材を育成するため、多様な体験ができる海外研修やジュニアリーダー研修事業を推進します。

(3) 交流・学習拠点施設の充実

- 交流・学習拠点となる施設の展示内容や機能の充実を図ります。
- 特色ある事業展開を図るため、関連施設間の連携強化を進めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
各地区の育成活動への参加者数 (人/年)	183,139 [H22]	184,000

チャレンジ!!

家庭・学校・地域・関係団体との連携を強化し、青少年を健全に育成する地域ぐるみの取り組みを充実させます。

(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

第3節 生涯学習・生涯スポーツ活動の支援

生涯学習

前期の主な取り組み

- 生涯学習に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針となる生涯学習基本構想・基本計画*を平成19年度に策定しました。
- 学校開放講座やまちづくり講座のほか、平成21年度からわがまち佐久・市民講座を開講しました。
- 28の地域公民館にモデル地域館事業*を委託し、先駆的の事業が実施されるとともに、地区公民館との連携が図られています。
- 市ホームページや佐久ケーブルテレビ、FMさくだいらなどと連携したきめ細かな広報活動を実施し、講座・教室の参加者が増加傾向となり、新たな活動グループも発足しました。
- 図書資料を充実させるとともに、貸出し冊数の上限を変更するなど利用者ニーズに対応したことにより、貸出し冊数が増加しました。
- 平成20年度にサングリモ中込図書館が開館しました。また移動図書館車の巡回地域を平成22年度から市内全域に拡大しました。
- 生涯学習の指導者の育成・確保を図るため、平成19年度から生涯学習リーダーバンク*への登録制度を開始するとともに、高齢者大学大学院*を平成21年度に開講しました。

現状と課題

- 生涯学習への関心を高めるため、きめ細かで分かりやすい情報提供を充実させる必要があります。
- 内容や実施方法について改善を求められている講座があることから、これまでの実績や市民ニーズを検証し、講座内容を見直す必要があります。
- 既存学習施設・設備の老朽化が進んでいることから、計画的な整備を進める必要があります。
- 図書館の利便性を向上するため、周辺公共図書館との連携や、ネットワーク化について、検討する必要があります。
- 地域やグループの活動支援に関する要望と登録されたリーダーを、コーディネートする機能を充実させる必要があります。

*生涯学習基本構想・基本計画:「第一次佐久市総合計画」との整合性を図りつつ、21世紀初頭の本市の生涯学習の指針となるもの。

*モデル地域館事業:地域公民館活動の活性化をはかるため、各地域で特色ある公民館活動を行っていただく地域公民館を指定して、活動助成をする事業。

*生涯学習リーダーバンク:地域やグループ・サークル等で学習活動をするときに指導や助言をおこなう、地域に在住する指導者及び専門分野の知識を有する方を登録し、その情報を市民に提供する事業。

*高齢者大学大学院:高齢者大学の修了者を対象に、高齢者自身が社会参加活動を積極的に行うために必要な知識や技能を修得することを目的として設置されている。

後期の主な取り組み

(1) 生涯学習活動の活発化

- 生涯学習活動と公民館活動のあり方を見直すとともに、市民ニーズを踏まえた多彩な講座や講演会の開催に努めます。
- 市民の生涯学習活動の参加を促進するため、各種講座・イベント情報の提供に努めます。
- 学習グループ間の連携を促進し、人と人のつながりを深めるとともに、活動体制の強化を図ります。
- 学習活動を指導するリーダーの確保と育成を図ります。
- グループの活動や学習活動支援者の情報を広報佐久や市ホームページなどにより提供し、コーディネート機能の充実を図ります。

(2) 生涯学習環境の充実

- 佐久市研修センターなど、老朽化した施設・設備の計画的な整備と機能の充実を図ります。

(3) 図書館サービスの充実

- 市立図書館の施設・設備の計画的な整備と機能の充実を図ります。
- 多様化する市民ニーズに応じた、図書資料の充実に努めます。
- 移動図書館車の更新や巡回地域の見直しを進めます。
- 周辺公共図書館とのネットワーク化を進め、利用サービスの向上に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
生涯学習市民のつどいなどのイベント延べ参加者数 (人/年)	31,394 [H22]	32,000
公民館事業別延べ参加者数 (人/年)	36,863 [H22]	38,000
図書等の貸出し冊数 (冊/年)	531,901 [H22]	600,000

チャレンジ!!

周辺市町村との連携により、公共図書館の広域ネットワークの構築を目指します。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

ス ポ ー ツ

前期の主な取り組み

- 総合型地域スポーツクラブ*が2クラブ設立しました。
- 各種団体の活動を支援するため、全国大会出場激励金の交付対象を見直しました。
- 小中学校の改築に合わせ、一般への貸出しも考慮した体育館や夜間照明施設の整備を行いました。
- 臼田総合運動公園の改修や臼田弓道場の改築を実施しました。
- 佐久総合運動公園マレットゴルフ場を整備し、平成22年度から供用を開始しました。
- 平成23年度から体育施設予約システムを稼働させ、市民の利便性の向上を図っています。

現状と課題

- スポーツは、身体的にも精神的にも有用であり、健康の保持・増進や生活習慣病の予防・治療のため、生涯スポーツを推進する必要があります。
- 総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団などの育成を図るとともに、競技力の向上を目指し、優れた指導者の養成や確保に努める必要があります。
- 市民ニーズに応じたスポーツ大会となるよう開催内容を見直すとともに、市民の競技力向上のため、レベルに応じた各種講習会への参加の促進や、指導者の育成などを図る必要があります。
- 体育施設・設備の一部は老朽化が進んでいるため、計画的に整備を進める必要があります。
- 公式競技にも対応できる陸上競技場・野球場・クロスカントリーコースなどを備えた佐久総合運動公園を活用した交流事業などを促進する必要があります。

***総合型地域スポーツクラブ:**身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを愛好する人々が、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブをいう。

後期の主な取り組み

(1) 生涯スポーツ参加機会の充実

- 生涯スポーツ運動を展開し、様々な場で市民がスポーツに親しむ環境の充実に努めます。
- 多様化する市民ニーズに対応するため、各種スポーツ大会の見直しと充実を図ります。
- 幅広い年齢層が気軽にスポーツに親しめるよう、総合型スポーツクラブやスポーツ少年団の育成を図ります。

(2) 競技スポーツの振興

- 競技力向上を目指し、優れた指導者の養成や確保を図ります。
- 日本体育協会や日本スポーツ少年団の指導者研修会などへの参加を促進します。
- 関係団体との連携や支援の充実により、競技スポーツの振興を図ります。

(3) 体育施設の充実

- 公式競技にも対応可能な佐久総合運動公園を活用し、スポーツによる交流人口の創出を図ります。
- 佐久市営武道館などの老朽化した施設・設備の計画的な整備や機能の充実に推進します。
- 身近なスポーツ・レクリエーションの場として、学校体育施設などの活用を図ります。
- 体育施設の概要や予約状況などの情報を提供し、利用率の向上に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
スポーツ教室延べ参加者数 (人/年)	4,225 [H22]	5,000
スポーツ大会延べ参加者数 (人/年)	15,912 [H22]	17,500
体育施設延べ利用者数 (人/年)	631,300 [H22]	700,000

チャレンジ!!

全国大会などで活躍が期待される競技者の育成を促進するとともに、一流のスポーツに触れ感動する機会の充実に努めます。

(D 佐久を広めるプロジェクト)

第2章

ネットワークで築く地域の個性

- ・特色を生かした多機能都市づくり

第1節 交通ネットワークの形成

高速交通ネットワーク

前期の主な取り組み

- 中部横断自動車道は、佐久小諸ジャンクションから佐久南インターチェンジ間が平成22年度に開通しました。佐久南インターチェンジから八千穂インターチェンジ（仮称）間も順調に工事が進んでいます。
- 長野新幹線は、平成26年度末の金沢までの延伸に向け、各区間で順調に整備が進められています。

現状と課題

- 高速ネットワークの整備により、首都圏などへのアクセスが向上し、市民の利便性が向上するとともに、定住人口・交流人口の創出や、商業集積などによる市街地の活性化に寄与しており、今後も高速ネットワークの拡充は重要な課題です。
- 高速道路の整備などに関しては、国において平成23年度に、今後の高速道路整備のあり方を検討する「高速道路のあり方検討有識者委員会*」が開催され、「関東地方小委員会*」での議論が並行して行われています。また、国土交通省では、東日本大震災を受けて道路着工基準*の見直しを進めています。今後、情報収集に努め審議内容などを注視しながら適宜、要望活動を実施していく必要があります。

- 中部横断自動車道は、基本計画区間の八千穂インターチェンジ（仮称）から長坂ジャンクション（仮称）間が、平成22年度に計画段階での事業評価の試行箇所となり、地元の意見を聞く1回目のアンケート調査が実施されるなど、整備計画格上げへの道筋が見えてきており、要望活動などにより整備計画格上げを確実に実現する必要があります。

- 上信越自動車道の全線4車線化は、事業着手の目途が立っていない状況のため、早期事業化を促進する必要があります。

- 長野新幹線の金沢までの延伸については、平成26年度末の開業に向け整備が進んでいます。金沢以西の整備については、敦賀までの認可、着工と大阪までの早期整備を沿線各県と連携し、推進していく必要があります。

- 松本・佐久間の地域高規格道路*の整備は、長野県が地域高規格道路の候補路線として位置付けることが前提となることから、関係市町村との連携を密にし、県に対する要望活動を積極的に行っていく必要があります。

- 市民の利便性の維持・向上と地域の活性化のため、上信越自動車道佐久インターチェンジ・佐久平スマートインターチェンジ、中部横断自動車道佐久北インターチェンジ・佐久中佐都インターチェンジ・佐久南インターチェンジの利用を促進する必要があります。

* 高速道路のあり方検討有識者委員会：国土交通省が設置する、今後の高速道路の整備、管理、料金、負担のあり方について幅広く検討するため、国土交通省が設置する有識者委員会。

* 関東地方小委員会：地方における道路事業の効率的な実施に関し、意見を聴取すること等を目的として、国土交通省関東地方整備局が設置する委員会。

* 道路着工基準：国土交通省による、高速道路等の道路事業に着工するかどうかを判断するための事業評価基準。

* 地域高規格道路：高い交通機能を発揮する道路として位置づけられた交流促進型の広域道路のうち、地域の活性化に与える効果が大きく重要な路線として選定されたもの。

(1) 高速自動車道の整備促進

- 中部横断自動車道佐久南インターチェンジから八千穂インターチェンジ（仮称）間の早期供用開始を促進するとともに、基本計画区間である八千穂インターチェンジ（仮称）から長坂ジャンクション（仮称）間の整備計画区間への格上げを促進します。
- 上信越自動車道の全線4車線化を促進します。

(2) 長野新幹線の延伸促進

- 長野・金沢間の整備を促進するとともに敦賀までの速やかな着工と大阪までの早期整備を促進します。

(3) 広域道路の整備促進

- 松本・佐久間の地域高規格道路の建設実現を促進します。

(4) 高速交通ネットワークの利用促進

- 金沢までの延伸が、交流人口の創出につながるよう、佐久平駅のさらなる利便性の向上と、乗降客の増加を促進します。
- 上信越自動車道佐久インターチェンジ・佐久平スマートインターチェンジ、中部横断自動車道佐久北インターチェンジ・佐久中佐都インターチェンジ・佐久南インターチェンジの利用促進に努めます。

目 標

項目（単位）	現状値	目標値
長野新幹線の延伸（長野ー金沢間の開業）	未開業 [H22]	開業
中部横断自動車道佐久南インターチェンジー八千穂インターチェンジ（仮称）間の開通	未開通 [H22]	開通
中部横断自動車道八千穂インターチェンジ（仮称）から長坂ジャンクション（仮称）間の整備計画格上げ	基本計画区間 [H22]	整備計画区間

チャレンジ！！

松本・佐久間の地域高規格道路の建設実現を目指します。

(D 佐久を広めるプロジェクト)

前期の主な取り組み

- 国道141号勝間から跡部区間の4車線化、国道142号の一部4車線化、県道塩名田佐久線の中佐都バイパスの一部供用開始、北幹線の一部である原東1号線の完成により、中部横断自動車道佐久中佐都インターチェンジ・佐久南インターチェンジへのアクセス機能が確保されるとともに、交通渋滞の解消が図られました。
- 東西幹線第1工区、跡部臼田線第2工区が事業完了し、市民生活の利便性及び安全性が向上しました。
- 佐久総合病院佐久医療センター建設に伴う環境の変化に配慮し、中込原地区のまちづくりのための道路整備を進めています。
- 歩行者の安全確保やユニバーサルデザイン*に配慮した歩道整備を行っています。
- 新幹線をまたぐ4橋の跨線橋^{こせんきょう}の落橋防止対策は、1橋が完了しました。
- 市道の老朽橋は、危険性の高い橋梁から架け替えを順次進め、湯川橋・潜岩橋が完了しました。また、道路改良に合わせて観音堂橋の架け替えを行いました。
- 原東1号線や跡部臼田線では、街路樹の維持管理を住民との協働によるアダプトシステム*により行っています。
- 廃止路線バスを維持するため、民間業者へ運行の助成を行うとともに、市内巡回バスは、平成21年度と平成22年度に路線を見直し、現在8路線を運行しています。
- 望月地区では、平成18年度から廃止生活路線バス等の代替輸送としてデマンドタクシー*を導入しており、現在5路線を運行しています。

*ユニバーサルデザイン:年齢、性別などに関係なく誰でも使用することができる製品などの設計・デザイン。

*デマンドタクシー:電話予約により、乗客の需要に応じて運行する乗合式のタクシー。

*佐久市生活交通ネットワーク計画:地域公共交通の確保・維持・改善を図る取組についての計画。

- 平成23年度に、市内の公共交通の再構築を図った佐久市生活交通ネットワーク計画*を策定しました。

現状と課題

- 交通渋滞の緩和などのため、国道141号浅蓼大橋の4車線化、国道142号佐久南インターチェンジ以西の4車線化の早期完成、県道塩名田佐久線(バイパス道路)の残区間の早期事業化・早期完成、県道上小田切臼田停車場線の早期事業化を促進する必要があります。
- 各地域幹線道路は、ルート未決定箇所や地元合意が得られていない箇所の早期解決を図るとともに、事業化に向けて県への要請や調整などを行う必要があります。
- 市道の新設整備は、緊急性や必要性を考慮して進める必要があります。また、狭あい箇所の改良など既存道路の拡幅改良を計画的に進める必要があります。
- 未整備の都市計画道路について、早期に都市計画道路見直し(案)及び都市計画道路整備プログラム*を策定し、改良を促進する必要があります。
- 新幹線をまたぐ跨線橋の落橋防止対策は、残る3橋について年次計画により順次実施する必要があります。
- 橋梁長寿命化計画に基づき順次橋梁の修繕を行うとともに、緊急性や必要性を考慮し、計画的に橋梁整備を進める必要があります。
- 道路の効率的な維持管理と道路愛護意識の高揚のため、アダプトシステムによる街路樹管理を推進する必要があります。

- 公共交通利用者の減少により、民間バス路線の運行維持が厳しい状況にある中で、市民の日常の交通移動手段を確保・維持していく必要があります。
- 佐久市生活交通ネットワーク計画に沿った地域公共交通の運行を支援するとともに、より効率的・効果的な運行のため、必要に応じて計画を見直す必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 地域幹線道路網の整備
 - 国道141号浅蓼大橋の4車線化、国道142号佐久南インターチェンジ以西の4車線化、県道塩名田佐久線未整備区間や県道上小田切臼田停車場線の早期事業化など、国道・県道の整備を促進します。
 - 北幹線の一部となる琵琶島橋先線、東西幹線第2工区など、地域幹線道路の整備を進めます。
- (2) 生活道路の整備充実
 - 中込原地区の周辺道路など、市道の整備を進めます。
 - 橋梁長寿命化修繕計画*に基づき順次橋梁の修繕を行うとともに、新設・架け替えについては緊急性・必要性の高いものから計画的に整備します。
 - 新幹線及び高速道路をまたぐ跨線橋の落橋防止対策を計画的に実施します。
 - 歩行者の安全確保やユニバーサルデザインに配慮した歩道整備を推進します。
- (3) 道路の計画的な維持管理
 - 既存道路の拡幅改良は、地元住民との合意形成を図りつつ、危険性・緊急性の高い路線から計画的に整備を推進します。

* 都市計画道路整備プログラム: 街路事業への投資規模や整備期間を考慮し、計画的・段階的に事業の推進を図っていくためのスケジュール目標を定めたもの。

* アダプトシステム: 「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが道路や公園などを「里親」として、施設管理者と協定を交わし、ボランティアで補導、植樹帯、公園などの美化活動を行う制度。施設管理者は、里親への清掃用具の貸与などを行い、アダプト活動を支援する。

* 橋梁長寿命化修繕計画: 従来の事後的な修繕及び架け替えから予防的修繕及び計画的な架け替えへの転換を図るため、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架け替えに係る費用の縮減に関する事項を定めた計画をいう。

- 地域間を結ぶ主要な市道について、道路の長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理と経費の削減を図ります。
 - 街路樹、歩道、待避所など、道路施設の管理については、アダプトシステムの活用を図ります。
- (4) 地域公共交通の維持・見直し
- 佐久市生活交通ネットワーク計画に沿って民間交通事業者が運行する路線などの維持を図ります。
 - 地域公共交通に対する市民ニーズや効果・効率性を踏まえ、民間活力の活用や必要に応じて運行体系の見直しを図り、利便性の向上に努めます。
- (5) 広域的公共交通機能の充実
- JR小海線、長野新幹線、しなの鉄道、バスなどの相互の接続性の向上を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
幹線道路整備延長 (m)	4,731 [H22]	8,231
都市計画道路整備延長 (m)	59,527 [H22]	63,377
アダプトシステム管理箇所 (箇所)	3 [H22]	19
公共交通延べ利用者数 (人/年)	113,538 [H22]	125,000

チャレンジ!!

市民の日常生活に必要な交通移動手段を確保・維持するため、民間交通事業者、市民と一体となって地域公共交通の充実に取り組みます。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

第2節 個性・特色を生かしたまちづくり

土 地 利 用

前期の主な取り組み

- 平成18年度に国土利用計画（佐久市計画）*を策定し、計画的な土地利用の方針を示していますが、社会経済状況が大きく変化したため、平成23年度に改定しました。
- 合併後の市域における統一性ある土地利用制度の適用や一体的なまちづくりを進める観点から、平成21年度に都市計画区域を拡大しました。
- 佐久総合病院の再構築計画に合わせ中込原地区の用途地域の変更を行いました。
- 森林整備は、国のCO₂吸収源対策、県の森林活用事業などにより推進しています。
- 国土調査（地籍調査）は、継続的に切原地区の平坦地を実施しています。
- 佐久平駅を中心として集積がなされている都市機能の効果が市域全体に波及するためのネットワークを形成するとともに、地域の特色を生かした適切かつ有効な土地利用を誘導することにより、各市街地の活性化を導く必要があります。
- 国や県の補助制度により森林整備が実施されてきているものの、森林の多くは未整備の状態であり、森林の多面的機能の維持向上のため、森林整備を推進する必要があります。
- 国土調査は、東日本大震災に伴い、継続地区などの作業工程が進められなくなり、補助金などの削減、進捗率の低下が懸念されます。
- 前国土利用計画（佐久市計画）における数値目標に対して、農地の減少が大きく、耕作放棄による荒廃の防止による農地の保全を図る必要があります。また、工業用地が推測したようには増えていない状況にあり、低・未利用地の有効利用及び工場適地への積極的な企業誘致を推進する必要があります。

現状と課題

- 中部横断自動車道の3か所のインターチェンジが供用開始されたことなどによる新たな土地需要に対する調整や、社会経済状況の変化などの影響を的確に捉え、将来を見据えた土地利用の方向性を示す必要が生じています。
- 高速交通網や幹線道路の整備に伴い、優良農地に対する開発需要は依然増加しているため、適正な土地利用の誘導を図る必要があります。

* 国土利用計画(佐久市計画)：土地基本法及び国土利用計画法に示された国土利用の基本理念に即して、本市の区域における国土の利用にあたって必要な事項を定めた計画。

後期の主な取り組み

(1) 秩序ある土地利用の推進

- 国土利用計画（佐久市計画）や各種土地利用に関する計画の策定、見直しを行い、計画に沿った秩序ある土地利用を図ります。

(2) バランス良い都市構造の再構築

- 佐久広域の拠点都市として、佐久平駅周辺の都市機能の充実を図るとともに、各地区中心拠点の活性化を図ります。
- 各地区中心拠点を結ぶ交通環境などの整備によるネットワーク化を推進することにより、各地域の魅力を生かし、相乗効果による発展を促進します。
- 開発区域内における低・未利用地の有効活用を促進し、市街地の活性化を図ります。
- インターチェンジ周辺の土地は機能の分担を図りながら、地域の活性化に寄与する土地利用を進めます。
- 工業用地、業務商業系用地は、都市的土地利用と自然的土地利用との調整と適正配置に配慮しつつ、産業の活性化を促進する土地利用を進めます。

(3) 土地需要の調整と適正な土地利用の誘導

- 無秩序な農地の転用を抑制し、優良農地の保全を図ります。
- 耕作放棄地の再生と有効活用を促進します。
- 開発需要への調整・無秩序な開発抑制を図るため、法令などにに基づき適切な指導・誘導を進めます。
- 森林の多面的機能の有効活用を図るとともに、適正な森林整備を推進します。

(4) 国土調査の推進

- 関係機関と連携し、国土調査を着実に推進します。

目 標

項目（単位）	現状値	目標値
宅地面積（ha）	2,337 [H21]	国土利用計画（佐久市計画）利用区分（宅地）の目標値

チャレンジ！！

産業の活性化、雇用の増大を目指し、土地の有効活用を促進します。

（B 弱点克服プロジェクト）

前期の主な取り組み

- 土地区画整理事業が完了した3か所（花園、相生町南、一本柳）では、道路や公園の整備と宅地の整地を行い、優良な宅地が形成され、住居系・商業系の土地利用が図られています。
- 近津土地区画整理事業は、都市計画道路近津砂田線を幹線道路とし、沿線の面整備を進めています。
- 都市環境の改善のため、市街地内幹線道路整備などを進めており、跡部臼田線の第2工区は平成21年度に完了し、平成22年度から第3工区に着手しています。大奈良臼田線（龍岡城駅線）も平成22年度から事業着手しています。
- 野沢、中込、岩村田、田口、望月地区では回遊ルートサイン事業*を実施し、来訪者の地区内散策の利便性が向上するとともに、望月地区ではモニュメントにより景観形成が図られました。
- 地区の特性に応じて、良好な都市環境形成のためのきめ細かなルールを地区計画により定めています。新たに原東1号線沿線、近津地区、中込原地区の地区計画*が制定されたことにより、地区計画策定地区は6地区となりました。

現状と課題

- 国土利用計画（佐久市計画）の改定内容に沿って都市計画マスタープラン*を見直すとともに、引き続き計画的な市街地形成を推進する必要があります。
- 秩序ある市街地の形成のため、地域住民と連携した土地区画整理事業を推進するとともに、民間開発の適切な誘導を図る必要があります。
- 良好な都市環境の形成を図るため、地域住民の理解を得ながら地区計画の策定などを促進し、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを推進する必要があります。

* 回遊ルートサイン事業：観光スポットを表示した標識。整備により人と自然環境・歴史・文化のつながりを高め、街なかの回遊性を高める。

* 地区計画：建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定めた計画

* 都市計画マスタープラン：市の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、市の都市計画に関する基本的な方針を定めた計画

後期の主な取り組み

(1) 良好な市街地の形成

- 国土利用計画（佐久市計画）の改定に伴い、都市計画マスタープランを見直し、プランに基づき、魅力ある市街地形成を推進します。
- 秩序ある市街地整備のため、土地区画整理事業の導入を推進します。
- 計画的な市街地整備を推進するため、民間開発の適切な誘導を図ります。
- 地区計画の策定や住民協定などの締結を促進し、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを推進します。

目 標

項目（単位）	現状値	目標値
跡部臼田線・龍岡城駅線の整備率（%）	0.4 [H22]	100

チャレンジ！！

都市計画マスタープランに基づき、地域の特性を生かしたまちづくりを進めます。

（A 魅力倍増プロジェクト）

前期の主な取り組み

- 平成18年度に策定した地域住宅計画に基づき、並木団地や御馬寄団地の水洗化や既存市営住宅の防災機器の設置を行い、住環境の向上を促進しています。
- 老朽化した東中原団地と伊勢宮団地を集約して、同地区内にサングリモ中込団地を整備しました。また、相生団地・住吉団地・上木戸団地を集約して旧相生団地跡地に一本柳団地の整備を進めています。
- 平成21年度に策定した公営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅などの改修、建て替えを進めています。
- 無料の耐震診断や耐震改修工事に対する補助を実施し、木造一戸建て住宅の耐震改修を促進しています。

現状と課題

- 将来人口や公営住宅のあり方などを考慮し、公営住宅の需要と供給のバランスを検討する必要があります。
- 今後の住宅施策の方向性や基本施策などを示す住宅マスタープランを策定する必要があります。
- 公営住宅の老朽化に伴う住環境の悪化を早期に改善するため、建て替えや既存住宅のリフォームなど、具体的な整備手法を検討する必要があります。
- 効果的かつ効率的な公営住宅の維持管理の方法について検討する必要があります。
- 土地開発公社による宅地供給は、近年の経済情勢などを反映し分譲件数が伸びず、地価の下落傾向などを考慮し販売価格を見直しましたが、今後、一層の販売促進に努める必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 総合的な住宅施策の方針策定
- 佐久市住宅マスタープランを策定し、住宅や宅地供給などの住宅施策を推進します。
- (2) 公営住宅の整備と管理
- 公営住宅のあり方や、民間との役割を明確にし、役割分担に応じ必要な整備を図ります。
 - 効率的な公営住宅の管理のため、指定管理者制度や管理代行制度による管理について研究します。
- (3) 住宅・宅地の適正供給
- 民間の住宅・宅地供給の適正誘導を図ります。
 - 佐久市土地開発公社が造成した住宅団地の販売を促進します。
- (4) 住環境空間の創出
- 住民主体の住民協定・建築協定等の締結を促進し、質の高い居住空間の形成に努めます。
 - 道路後退部の買い取りを進め、安全な住環境を整備します。
 - 民間との連携をさらに促進し、空き家情報の提供と仲介などによる空き家対策の充実を図ります。
- (5) 耐震改修の促進
- 昭和56年5月31日以前に建てられた木造一戸建て住宅の耐震改修を促進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
住宅マスタープランの策定	未策定 [H22]	策定

チャレンジ!!

公営住宅の管理方法について、指定管理者や管理代行制度などを研究し、効果的な手法を導入します。

(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

第3節 高度情報通信ネットワークの形成

高度情報通信ネットワーク

前期の主な取り組み

- 平成21年度に情報通信基盤の整備が終了し、市内の大半の世帯や企業でケーブルテレビやブロードバンド*のサービスを利用できる環境が整いました。
- 佐久情報センターを中心に、公民館などによるパソコン教室を開催し、市民の情報活用能力の向上に努めています。
- 地上テレビ放送の完全デジタル化への対応として、広報佐久などにより周知に努めるとともに、民生児童委員などの協力により、高齢者世帯などへの働きかけを行いました。
- 庁内業務に関しては、情報管理の指針となる情報セキュリティポリシー*に基づき、個人情報の保護と情報システムの安全性の確保を図っています。

現状と課題

- 情報通信基盤の活用や、市民サービスの充実のため、地域情報化の指針となる佐久市情報化計画*を見直す必要があります。
- 発展を続ける情報通信社会において、情報活用能力を備えた人材の育成が重要となっています。
- 佐久ケーブルテレビは、計画エリアの整備が終了したことから、市民テレビ局と位置づけ、一層の加入促進に向けた連携強化に努める必要があります。
- FMさくだいらについては、一部地域で聴取しづらい状況があることから、対応を協議する必要があります。
- 各種申請・届出行為がより簡単にできるよう、電子申請の強化を図るなど、電子自治体への取り組みを推進する必要があります。
- 行政業務の簡素化や経費削減の観点から、業務システムの効率的な運用を推進する必要があります。
- 情報管理体制の一層の強化を図るため、情報セキュリティポリシーを見直す必要があります。

*ブロードバンド：ADSL、CATV、光ファイバーなど、おおむね1Mbps以上の速度を持つ高速なインターネット接続のこと。

*情報セキュリティポリシー：組織における情報資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。

*佐久市情報化計画：市の情報化に関する最上位計画として、地域情報化、行政情報化を推進するための施策をとりまとめたもの。

後期の主な取り組み

- (1) 地域情報化の推進
- 佐久市情報化計画を見直し、地域情報化を計画的に推進します。
 - 佐久情報センターを情報活用能力を持った人材を育成する拠点として機能の充実を図ります。
- (2) 情報提供・情報発信の充実
- 佐久ケーブルテレビ、FMさくだいらと連携して、市民が必要とし、かつ質の高い情報を提供できる環境整備を推進するとともに、佐久ケーブルテレビへの加入を促進します。
- (3) 行政・市民サービスの情報化
- 電子申請を始めとする電子自治体*への取り組みを推進します。
 - クラウド技術*の活用などにより、低コストで効率的な業務システムの導入を推進します。
- (4) 情報のセキュリティ管理
- 情報セキュリティポリシーの見直しと確実な運用により、適正な情報管理を推進します。
 - ネットワーク外部からの不正アクセスに対応した堅固なシステムの整備強化を図り、行政ネットワークの安全性を確保します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
電子申請の件数 (件)	289 [H22]	500

チャレンジ!!

- 市内の(市外でも)どこでも市役所とつながる、「電子自治体」を実現します。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*電子自治体：コンピュータやネットワークなどの情報通信技術（IT）を行政のあらゆる分野に活用することにより、市民や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化・合理化などを図ろうとするもの。

*クラウド技術：従来は手元のコンピュータで管理・利用していたようなソフトウェアやデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用するための技術。

第3章

100万経済圏を目指した 産業基盤の強化と新たな産業の創出

第1節 個性ある農林水産業の展開

農 業

前期の主な取り組み

- 県、JA等と連携し各産地の特色を生かした農業振興に取り組んでいます。生産性と収益性の向上のため、平成23年度から新品目導入試験事業を実施しています。
- 集落の活性化のための、新たな特産品づくりに取り組んでいます。
- 効率的な生産体制を目指し農地の集約化を進めるとともに、営農組織の育成に努めています。
- 平成20年度に、本市の特徴を生かした地産地消を推進するため、佐久市農・商・工連携地産地消推進プラン*を策定し、新商品開発や新事業展開を支援しています。
- 平成23年度に佐久市の農業の目標、基本方向などを示す佐久市農業振興ビジョン*を策定しました。
- 生産調整の一環として、WCS（稲発酵粗飼料）*や飼料用米の普及促進を図り畜産農家への供給を進めるとともに、堆肥の活用を進めるなど耕畜連携による、資源循環型農業を推進しています。
- 市単独事業などにより、小規模の農道・用排水路などの改修、新設を行っています。
- 農業用施設整備として、佐久東部地区の志賀、平尾・白岩の2工区を実施しました。また、千ヶ滝湯川用水土地改良区及び五郎兵衛用水土地改良区が、水利施設整備事業に着手しています。

現状と課題

- 食料・農業・農村基本法の制定後12年が経過しましたが、食料自給率の低迷、耕作放棄地の増加、農村活力の低下など、農業・農村は厳しい状況に置かれており、活力と未来ある農業づくりを推進する必要があります。
- 農業・農村は、命の源となる食料を生産するとともに、国土の保全や水資源のかん養、ふるさとの原風景としての景観の保全、食文化の形成・伝承など、多面的な役割を果たしており、その機能の維持・向上に努める必要があります。
- 農業者が減少・高齢化する中で、農家が規模拡大などに取り組めるよう、営農支援センターを中心とした営農支援体制の強化を図る必要があります。
- 国の制度を活用し耕作放棄地の解消に取り組んでいますが、中山間地域での耕作放棄地の発生が依然として続いています。
- 地産地消の推進は、地域農業の振興、食料自給率の向上、食の安全の確保、郷土への愛着心の醸成、地域の一体感の高揚などにつながる重要な取り組みであり、産学官連携や農商工の連携を促進し、引き続き地産地消を推進する必要があります。
- 平成18年度に「有機農業の推進に関する法律」が制定され、平成23年度からは国の環境保全型農業直接支援対策が開始されていることから、環境に配慮した農業を推進する必要があります。

* 佐久市農・商・工連携地産地消推進プラン：地産地消に関する施策の計画的な推進を図るための実践的な行動計画。

* 佐久市農業振興ビジョン：本市の農業振興施策を総合的、計画的に推進するための、中・長期的な基本計画。

* WCS（稲発酵粗飼料）：稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一緒に密封し、発酵させた貯蔵飼料。

後期の主な取り組み

(1) 農業経営構造の確立

- 佐久市農業再生協議会（仮称）を中心とした支援体制を確立し、営農計画の策定や集落への働きかけなど、経営規模の拡大と営農組織化を促進します。
- Uターン・Iターン*や退職者などの新規就農者や農業後継者の確保・育成を図るほか、就農による定住を促進するための支援体制の充実に努めます。

(2) 優良農地の保全

- 農業振興地域整備計画*を見直し、社会情勢に即した農地利用のあり方を示します。
- 農地バンク制度*の活用などにより、貸し手・借り手間の農地の流動化を促進し、農地の利用集積を進めます。
- 耕作放棄地対策として、補助事業の活用などにより、耕作放棄地の再生を図ります。

(3) 農業生産の振興と食料の安定供給の確保

- 新品目導入試験事業により、風土や条件に適した作物・栽培方法を検証します。
- 高齢者・女性にも扱いやすい手軽な作物の生産及び販路を拡大します。
- 農産物のブランド化を促進し、産地の育成を図ります。
- 地域資源を活用した新産業の創出をねらいとする6次産業化*への取り組みを支援します。
- バイオテクノロジーなどの先端技術の導入などにより生産性の向上を図るとともに、高度情報通信網や高速交通網を活用した新たな販路を開拓します。
- エコファーマー*の育成・普及や有機農業の推進などにより、環境保全型農業の促進を図ります。

*Uターン・Iターン：Uターンは出身地の佐久市に戻り農業経営をして暮らすこと。Iターンは出身地でない佐久市で農業経営をして暮らすこと。

*農業振興地域整備計画：農業の振興を図るべき区域を明らかにし、農業上の有効利用と近代的な施策を総合的に推進することを定める農業振興計画。

*農地バンク制度：貸したい農地の情報を登録し、農地を借りたい人への情報提供を図るとともに、その相互間の取引きを支援することで、農地の利用集積を促進するための制度。

*6次産業化：農山村活性化のため、地域の第1次産業とこれに関連する第2次・第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合により地域ビジネスの展開と新たな業態の創出に取り組むこと。

*エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産を計画し、知事の認定を受けた農業者のこと。

*グリーンツーリズム：都市部の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験、その他農業に対する理解を深めるための活動。

*農業アシスタント：農業関係機関が行う講習を修了し、農作業の人手不足に苦慮している農家の労働力を補完する人。

- エコファーマー*の育成・普及や有機農業の推進などにより、環境保全型農業の促進を図ります。

- 優良種の導入と自給飼料の作付けにより畜産経営の安定を図るとともに、耕畜連携による飼料用イネや堆肥の活用などを促進します。

(4) 農業・農村の多面的機能の向上

- ふるさとの原風景としての景観の保全や水資源のかん養、食文化の形成・伝承など、農業の有する多面的機能の維持・向上に努めます。
- 都市部住民と市民が農業体験を通じた交流を行い、グリーンツーリズム*を推進します。

(5) 農業基盤整備の推進

- 水路や農道の整備など農業基盤整備を推進します。

(6) 農商工連携の促進

- 新商品開発や新事業展開への支援など、農商工の連携を促進し、地産地消を推進します。

目 標

項目（単位）	現状値	目標値
認定農業者数（経営体）	268 [H22]	310
農業アシスタント*の確保（人）	20 [H22]	70
農業法人数（法人）	16 [H22]	20
農畜産物産出額（億円）	108 [H18]	110

チャレンジ！！

佐久市の風土や条件に適した新品目の導入を図ります。（A 魅力倍増プロジェクト）

前期の主な取り組み

- 国や県と連携し、森林整備を促進するとともに、林業施業者の経営体制の強化を図っています。
- 国産材自給率50%という国の目標に向け、公共施設の木造化・木質化を推進しています。佐久市大沢財産区では、財産区材を80%以上使用したモデルハウスともなる施設を建設しました。
- 区の要望などにより、県に対し保安林の指定を申請する中で、治山・治水事業を推進しています。
- 森林の持つ多面的な機能の資源を活用して、森林整備などによる交流人口の創出への取り組みを進めています。
- 市民を対象としたキノコ栽培教室や、小学4年生を対象とした森林教室におけるキノコ栽培により、森林に対する市民意識の啓発・普及を行いました。

現状と課題

- 森林は、治山、治水、水源のかん養、国土や自然環境の保全などの公益的機能を果たすとともに、木材生産や観光資源としての経済的機能、保健休養機能、自然体験学習などの教育機能などの多面的機能を持つ貴重な資源であり、林業の振興と森林の保全を図ることが重要です。
- 木材価格の低迷が続き、森林整備が森林所有者の収益までにはつながっていません。
- 効率的な森林整備を推進するとともに、林業施業者の拡大、林業施業者の経営体制の強化などを図る必要がありますが、高率な国県の補助制度に依存する現在の森林整備は、不安定な一面も有しています。
- 区などの要望による治山・治水事業の実施について、森林所有者、区などと協議する中で保安林への指定を行い、事業化を促進する必要があります。
- 森林を活用した交流人口の創出事業などにより、森林の多面的機能の活用をより一層進める必要があります。
- 公共施設の木造化・木質化などにより、地場産材の活用を図る必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 林業生産の振興
- 林道の整備や森林施業の集約化・団地化により、林業基盤を支えます。
 - 林産特産物を活用し、特産品の開発につなげます。
- (2) 森林の保全
- 補助制度の活用などにより、森林所有者による森林整備を促進します。
 - 保安林の指定を受け、治山・治水事業を導入することにより、災害に強い里山づくりを進めます。
 - 森林病虫害や有害鳥獣などによる森林被害の予防・防止を推進し、健全な森林の保全に努めます。
- (3) 森林の多面的機能の活用
- 森林の癒し効果を生かした健康づくりや、教育・観光・レクリエーションの拠点として、一層の活用により、交流人口の創出を図ります。
 - 公共施設への地域材の活用や、森林バイオマス*の利活用の促進などにより、森林資源の活用を推進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
森林整備面積 (ha/年)	610 [H22]	780

チャレンジ!!

地場産材であるカラマツ材などを公共施設などに活用し、地場産材の利用を推進します。
(B 弱点克服プロジェクト)

* 森林バイオマス: バイオマス(動植物から生まれた再生可能な有機性資源)のうち、地域の森林資源を活用した燃料などの資源のこと。例としては、薪ストーブ、カラマツボイラー、木質チップを利用した発電などが挙げられる。

前期の主な取り組み

- 佐久鯉、シナノユキマス、信州サーモンなどの消費拡大と販路拡大のため、パンフレットなどによる情報発信を行っています。
- 佐久鯉ブランド化推進会議を立ち上げ、佐久鯉の振興策について協議を進めています。
- フナの水田養殖により生産されたお米は、親ブナ米やふな米などの名称で、安全・安心なブランド米として生産・流通しています。
- 地産地消推進の店などと連携し、市内で生産される特産魚を使った料理等を提供する店を増やしています。
- つけ場やアユ釣りなどのレジャーと連携した観光面でのPRを行い、市内水産業の振興を図っています。

現状と課題

- 市内では、鯉のほかシナノユキマスや信州サーモン、ニジマスなども養殖されていますが、佐久鯉以外の認知度が依然として低く、積極的なPRと販路の拡大に努める必要があります。
- 佐久鯉やフナについても、消費拡大を図る必要があります。
- 佐久鯉のブランド化には、生産者、流通業者間の意見集約などを行う必要があります。
- 商業や観光業と連携し、水産業の多面的な振興を促進する必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 内水面漁業の振興

- 水産試験場などと連携し、信州サーモンなど、新魚種の生産拡大や消費拡大を促進します。
- フナの水田養殖など、農業との連携を促進します。

(2) ブランド力の強化

- 佐久鯉のブランド化に向けた関係者の意見集約を図るとともに、鯉の持つ栄養価の高さなどの特徴を生かした、機能性食品としてのブランド化や高付加価値化を促進します。
- 市ホームページなど、多様なメディアの活用により佐久鯉、シナノユキマス、信州サーモン、ニジマスなどのPRを積極的に行い、消費拡大を図ります。
- 商業・観光業と連携した水産業の多面的な振興を促進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
佐久鯉出荷量 (t/年)	110 [H21]	115

チャレンジ!!

佐久鯉の消費拡大のために、新しい調理法や新商品を開発します。

(A 魅力倍増プロジェクト)

第2節 にぎわう・ふれあう商業の展開

商業・サービス業

前期の主な取り組み

- 佐久市商工業振興事業補助金などを活用し、個性ある取り組みを行う商店街が増えています。商店街の活動支援により、地域コミュニティの核となる場として形成されつつあります。
- 商工団体、金融機関などとの連携により、経済動向や資金需要を把握しながら、迅速に経済対策などを実施しました。
- 岩村田本町商店街振興組合・中込商店会協同組合が、地域商店街活性化法の認定を受け、空き店舗対策など地域課題や要望に反映したまちづくりを計画的に行うとともに、情報発信ツールとして、商店街などでICT*の活用が進んでいます。
- 野沢・中込地区商店街の街路灯のLED化や、商店街が取り組む環境整備を支援しました。
- 大型店の出店に際して、まちづくり3法*の観点から適切な出店が行われるよう関係機関と連携しています。

現状と課題

- 佐久市の商圈人口は約30万人へと拡大しましたが、近年、卸売・小売業の店舗数・売り場面積は減少傾向にあります。
- 東日本大震災の影響などにより日本経済の先行きが不透明であるため、中小事業者、商店街などに対し適切な支援を行う必要があります。
- 佐久平駅や上信越自動車道佐久インターチェンジ周辺を中心に商業集積が進む一方、地域商店街の空洞化が進んでいます。
- インターネット商取引など、ICTを活用した地元特産品などのさらなる市場拡大を図る必要があります。
- 中部横断自動車道の一部開通に伴い、今後、インターチェンジ周辺は、農地の保全や居住環境への配慮、工業用地の検討などを総合的に判断する必要があります。
- 大型店の立地に対しては、適切な出店が行われるよう関係機関と連携する必要があります。
- 高齢社会に対応するため、買い物弱者対策としての取り組みが課題となります。
- 流通業務団地については、佐久の流通業務の中心地として団地利用が進んでいますが、残区画及び未利用地への企業誘致を推進する必要があります。

*ICT:情報通信技術。

*まちづくり3法:改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法の3つの法律の総称。

後期の主な取り組み

(1) 商業経営の体質強化

- 中小事業者への経営支援のため、中小事業者の資金需要に対して、迅速に対応します。
- 社会経済情勢の変化に柔軟に対応し商店経営の近代化を促進するため、経営者・後継者育成事業の強化に努めます。

(2) 魅力ある商店街の形成

- 商店会組織の機能強化を促進するとともに、街おこし事業、活性化事業を支援します。
- 商店街の魅力を高めるため、空き店舗の解消と環境整備を支援します。
- 電子商店街などのインターネット商取引や電子マネーの導入を支援します。
- 魅力的で快適な商店街を形成するため、ユニバーサルデザインを導入した整備を支援します。
- 空き店舗などを活用した、起業のためのチャレンジショップの整備を促進します。

(3) 商業立地のバランスと利便性の確保

- 既存商店街と地域の活性化に配慮した商業集積を図ります。
- まちづくり3法に基づき大型店出店が適切に行われるよう、関係機関との連携強化を図ります。
- 商店街が行う買い物弱者などに対する、きめ細かなサービスへの支援に努めます。

(4) 流通・サービス業の振興

- 流通業務団地の残区画及び未利用地への企業誘致により流通基盤の機能強化を図ります。
- サービス業の活性化のため、専門的技術を備えた人材の育成・確保を支援します。

(5) 新たな商品開発とブランド化の促進

- 農業・観光業などと連携した新たな商品開発とブランド化を促進します。
- 販路の拡大、積極的なPR、ネットワークの構築に努め、集客力の向上と販売力の強化を支援します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
年間商品販売額 (億円)	1,994 [H19]	2,100

チャレンジ!!

商店会組織の機能強化と活性化を図り、地域商店街の魅力を向上させます。

(B 弱点克服プロジェクト)

第3節 ネットワークと交流で輝く観光拠点の創出

観 光

前期の主な取り組み

- 関係機関と連携し、観光拠点の整備（龍岡城五稜郭公園、川村吾蔵記念館、平尾山公園、春日温泉など）や、地域の特産物を使用した特産品の開発を行っています。
- 交流人口創出に向けた新たな取り組みとして、農業体験、林業体験、ウォーキングコースなどの体験型・着地型観光*のメニューを検討し、試行的に実施しています。また、バルーンフェスティバルなど、観光イベントを実施しています。
- 多様な分野で観光旅行者増加に向けた取り組みをするため、佐久市観光ビジョンを作成し、それぞれの役割分担を検討しています。
- 佐久市とゆかりのある方に観光大使を委嘱するとともに、様々なメディアやパンフレットを活用した観光宣伝活動を実施しています。

現状と課題

- 多様な観光旅行者のニーズに対応するため、市内の豊富な観光資源や歴史・文化遺産、特産物など各分野が連携した施策展開が必要です。
- 近隣の観光地へのアプローチ地点としての優位性を発揮するため、県・近隣市町村などの関係機関と連携し、広域観光のルート創出、実施方法などを検討する必要があります。
- 誘客につながる新たなイベントの検討と、地域主体の運営方法の検討が必要です。
- 体験型・着地型観光の実施に向けての受入体制作りと、新たな体験型観光のメニュー開発を行う必要があります。
- 長野新幹線の金沢延伸、中部横断自動車道の開通に向けた、新たな誘客宣伝による新規観光旅行者、リピーターの確保が望まれています。

* 着地型観光: 旅の目的地(到着地)に所在する旅行業者が企画するバック旅行。

後期の主な取り組み

(1) 観光振興施策の推進

- 観光団体など関係機関と連携し、観光振興の具体的戦略を検討協議します。
- 佐久バルーンフェスティバルや望月駒の里草競馬大会などの各種イベントの充実を図るとともに、地域が主体となったイベント運営への移行を促進します。
- ニューツーリズム*や地域資源である山、川、溪谷、街道、またスポーツなどを複合的に活用し、中長期的に期間滞在する体験型・着地型観光を推進します。
- 関係機関と連携し、周辺観光地との周遊コースの構築など、広域観光ルートの創出を図ります。
- 市民交流ひろばや佐久総合運動公園などの新たに整備される施設の観光的な活用などを図り、通年型観光地づくりを推進します。

(2) 観光基盤の整備

- 平尾山公園、龍岡城五稜郭、春日温泉などの既存観光施設の整備・充実を図ります。
- 中山道などの歴史・文化遺産をネットワーク化した観光ルートの構築を推進します。
- 観光案内標識や物産販売所の設置など、各種観光関連施設の充実に努めます。

(3) 観光の情報発信

- 観光案内人などの育成や、新たなツールの活用など、観光資源の案内充実に努めます。
- 佐久市出身の在京者や著名人などによる情報の提供や、首都圏、北陸、中京圏などにおける誘客宣伝活動など、積極的かつ効果的な観光PRに努めます。
- 映画などの撮影場所の誘致や、撮影を支援する民間主体の組織づくりを進め、誘客・地域活性化に努めます。

(4) 多様な主体間の連携の促進

- 農林水産業や商工業との連携により、新たな体験型観光や土産品開発を促進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
市内への入込客数 (万人)	162 [H22]	190

チャレンジ!!

市民交流ひろばを活用した大型観光イベントを実現します。

(D 佐久を広めるプロジェクト)

*ニューツーリズム: 旅行先での人や自然との触れ合いが重用視された新しいタイプの旅行。

第4節 技・ヒト・モノが集う工業の進展

工 業

前期の主な取り組み

- 持続的に発展する工業都市を目指す道筋を示すため、平成20年度に佐久市産業振興ビジョン*を策定しました。
- 企業間連携によるものづくりを支援するため、ものづくり支援事業補助金を新たに設けるとともに、産学官連携の取り組みを始めました。
- 市内製造業者のためのアドバイザー配置事業を実施するとともに、展示会出展、技術者養成事業などへの支援を行っています。
- 企業立地の用地を確保するため、離山南工業団地に追加造成を行うとともに、企業誘致施策としての助成制度の拡充や新パンフレット作成を行いました。
- 首都圏を中心とした企業訪問を行うため、産業立地推進員を配置し、各企業の立地状況等の情報収集と市内工業団地の紹介や優遇制度の説明を行い、企業誘致を推進しています。
- 市内企業などにより設立された有限責任事業組合佐久咲くひまわりによる太陽光発電メガソーラー事業への支援により、先進事例として全国的に注目されるとともに、市内の太陽光発電普及に役立ちました。

現状と課題

- 近年、製造品出荷額は減少傾向にある中で、保健・医療分野などにおける本市の優れた特性を生かした産業振興など、特徴的な工業施策の展開が求められています。
- 新エネルギー*分野や環境・福祉・健康関連分野などにおける、新たな産業の創出に向けて、積極的な支援策を講じていく必要があります。
- これからの工業振興の具体的戦略などについて、関係者と協議し、企業ニーズを踏まえて取りまとめる必要があります。
- 経営改善や人材育成のためのより効果的な事業を、工業関係者と協議し再構築していく必要があります。
- 新製品などの開発に関する産学連携のコーディネートや相談支援など、ものづくり支援の拠点機能を整備する必要があります。
- 景気低迷や工場の海外移転・進出により、国内での企業誘致活動は大変厳しい状況にあり、今後の企業誘致にあたっては、工業用水や電力などのインフラについての優遇も検討する必要があります。

* 佐久市産業振興ビジョン：行政、企業、商工団体及び支援機関が目指すべき方向や取り組みに対する意識を共有し、それぞれの役割を遂行する基本的指針を示し、その具体化のための施策を掲げている。(計画期間：平成21年度～28年度)

* 新エネルギー：利用し続けても枯渇することがなく、環境への負荷も少ないエネルギー資源。風力発電、太陽光発電、地熱発電、バイオマスエネルギーなど。

後期の主な取り組み

(1) ものづくり産業の育成

- 商工団体など関係機関と連携し、工業振興の具体的戦略を検討協議します。
- 市内の経済・雇用を支えるものづくり企業への経営支援事業などの拡充を図ります。
- 企業ニーズに的確に対応できる新たなものづくり支援の拠点機能の設置に努めます。
- 新製品などの開発支援のため、関係機関や大学などとの連携を促進します。

(2) 工業基盤の整備と活用

- 本市の優れた立地条件などを生かし、企業が求める立地条件に対応できる工業用地の整備を進めます。
- ものづくり支援の拠点機能整備に努めます。

(3) 企業誘致の推進

- 本市の優れた立地条件などを広く発信し、企業誘致を推進します。
- 企業立地を促進する新たな優遇制度を検討するとともに、用地取得・設備投資に対する助成制度の拡充に努めます。

(4) 多様な主体間の連携の促進

- 地場製品のブランド化や、農業・観光施策などと連携した新たなブランド品の開発を促進します。
- 異業種グループの活動を支援し、新製品などの開発、技術交流を促進します。
- 高度情報通信網などを活用し、販路の拡大、積極的なPR、ネットワークの構築を促進します。
- 企業と大学などの連携を促進し、技術開発、生産基盤の強化を図ります。
- 関係機関と連携し、新エネルギー分野や環境・福祉・医療・健康関連分野などの新たな産業の創出を促進します。

(5) 人材の育成

- 関係団体が実施する人材育成事業を支援します。
- 高度な技術・能力を備えた人材の育成を促進するため、佐久高等職業訓練校の安定的な運営を支援します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
製造品出荷額 (億円)	1,869 [H21]	2,500

チャレンジ!!

企業立地を実現させるとともに、医療・健康・福祉関連産業の創出と集積を目指します。

(B 弱点克服プロジェクト)

第5節 働く機会と人づくり

就 労 ・ 雇 用

前期の主な取り組み

- 関係機関と連携し、毎年、就職ガイダンスを開催し、地元企業への就職支援を行っています。
- 市内の企業を紹介する企業ガイドブックを作成し大学などへ配布するとともに、平成21年度から電子版も作成し、市ホームページなどで公開しています。
- 県の緊急雇用創出事業によりシルバー人材センターを活用し、高齢者の雇用を創出しました。
- 仕事と家庭生活の両立支援パンフレットを配布し、啓発を図っています。
- 勤労者互助会について、広報佐久などで周知を行い、加入促進を図っています。
- 地域産業の活性化に資することを目的として、平成22年度からインターンシップ*事業を実施しています。

現状と課題

- リーマンショック*以降の経済の停滞などを背景として、本市を取り巻く雇用情勢は、持ち直し傾向も見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。
- 新規学卒者の雇用は、特に厳しい状況が続いており、地元での就業拡大のための雇用の場の創出が望まれます。
- 関係機関や企業と連携し、高齢者を含め、女性、障がい者などの雇用機会の充実、雇用における処遇や労働条件の向上、また、技術・知識を十分に発揮できる就労体制の整備を促進する必要があります。
- 少子化の進展に伴い、将来的な労働力不足が懸念されることから、新規学卒者の地元就職の促進やUターン、Jターン、Iターン施策の推進により、若年層を中心に労働力の確保を図る必要があります。
- 勤労者互助会の会員事業所は減少傾向にあり、勤労者福祉のあり方を検討する必要があります。

* インターンシップ: 学生が定められた期間、企業の現場などで就業体験すること。

* リーマンショック: アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破たん(2008年)が引き金となった世界的な金融危機及び世界同時不況。

後期の主な取り組み

(1) 雇用機会の確保・創出

- 佐久公共職業安定所などの関係機関と連携し、就職情報の収集・提供と相談体制の充実を図ります。
- 企業誘致やU・J・Iターン施策の推進などにより、雇用機会の創出を図ります。
- 佐久シルバー人材センターとの連携などにより、高齢者雇用の促進を図ります。
- 企業と連携し、仕事と育児を両立できる労働環境の整備を促進します。
- 関係機関と連携を図り、障がい者などの雇用を促進します。
- 佐久高等職業訓練校、佐久技術専門学校などの活用により高度な技術・技能を備えた人材を育成します。

(2) 労働力の確保

- 関係機関との連携を図る中で就職ガイダンスを開催し、求人情報の積極的な収集・提供に努めます。
- 将来の技術者などの確保のために、企業側への積極的な受け入れの呼びかけや受け入れに対する支援などにより、インターンシップ事業の促進を図ります。

(3) 勤労者福祉の充実

- 勤労者の福祉向上を図るため、勤労者互助会への加入を促進します。
- ニーズに応じた勤労者福利厚生事業を推進するため、勤労者福祉のあり方について検討します。
- 県と連携し、佐久勤労者福祉センターの設備更新など、佐久勤労者福祉センターの充実に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
就職相談会参加者数 (人/年)	113 [H22]	130
インターンシップ実施 学生数 (人/年)	7 [H22]	15

チャレンジ!!

地域内の働く場と雇用機会を確保し、新規学卒者の地元企業への就職を促進します。

(B 弱点克服プロジェクト)

第4章

みんなが生涯現役で
住みよい健康長寿のまちの形成

第1節 みんなが生きいきと安心して暮らせるまちづくり

福祉のまちづくり

前期の主な取り組み

- 平成20年度に佐久市地域福祉計画*を策定するとともに、地域に密着した福祉サービスのため、民生児童委員や社会福祉協議会、地域団体など関係機関との連携強化を進め、地域課題を共有する地域福祉ネットワークの整備を推進しています。
- 地域の相談役である民生児童委員活動を充実し、地域福祉の向上のため活動しやすい環境づくりを推進しています。
- ボランティアによる福祉施設訪問や障害者福祉展、障害者スマイルライフフェスタなどを通じて高齢者・障がい者などの交流を推進しています。
- 各区の災害時住民支え合いマップ*の策定を促進し、平時から情報の収集や共有を通じて地域における支え合いの心が育つ社会環境づくりに努めています。

現状と課題

- すべての人が等しく、家庭や住み慣れた地域でお互いに思いやり、尊重しながら、安心して生活を送ることができるよう、社会福祉の意識の高揚を図る必要があります。
- 民生児童委員や関係機関との連携強化により、地域住民の支え合いの精神や社会福祉の理念について啓発する必要があります。
- 地域福祉ネットワークの充実により、民生児童委員や福祉ボランティアなどが地域で活動しやすい環境づくりを進める必要があります。
- ボランティアの高齢化などにより人数が減少傾向にあることから、団塊世代の取り込みなど、ボランティアの育成と、組織の充実を図る必要があります。
- 地域の社会福祉活動の活発化のため、参加の場や行事などについて、情報提供や周知を強化する必要があります。

*佐久市地域福祉計画：「みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり」という基本理念のもと、地域の高齢者・障がい者・子育て家庭・外国人など、支援を必要としている人を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしく生活できる仕組みを作るための計画。

*災害時住民支え合いマップ：災害時に地域住民が助け合って安否確認や避難誘導を行い、一人で避難することが難しい障がい者や高齢者などを含めた全員が無事に避難できるように策定される行動計画。

後期の主な取り組み

(1) 地域福祉の推進

- 市内の小・中・高校生を対象とした福祉体験学習などを充実し、福祉の心を育てる教育を推進します。
- 地域コミュニティを育成するとともに、関係機関や団体の連携を強化し、地域福祉ネットワークの充実を図ります。

(2) ボランティア活動の促進

- 社会福祉協議会、NPOなどと連携し、ボランティア組織の充実と活動を促進します。

(3) 社会参加の促進

- 各種福祉団体などの学習活動や社会活動を支援し、参加交流機会を増やします。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
福祉体験教室開催回数 (回/年)	14 [H22]	16

チャレンジ!!

全地区が災害時住民支え合いマップを完成し、必要に応じて見直し更新を行います。

(B 弱点克服プロジェクト)

前期の主な取り組み

- 高齢者支援事業は、高齢者の生活支援や施設入所待機者の解消に向けて毎年事業の見直しを行いながら、サービスを提供するとともに、「シルバーランドキシの」などの施設整備を進めました。
- 平成18年度創設の地域支援事業により介護予防活動を充実させ、予防から介護まで一貫性・連続性のあるサービス体系を構築しました。
- 介護者支援の施策として、座談会や交流事業、介護用品の支給などを充実させました。
- 第4期の佐久市介護保険事業計画に基づき、平成23年度に開所した認知症高齢者グループホーム、平成24年度開所となる特別養護老人ホーム、平成25年度開所予定の認知症高齢者グループホームなど、民間のノウハウを活かした施設整備を推進しています。

現状と課題

- 佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画*に基づき、引き続き高齢者支援施策の充実と、施設入所待機者の解消に取り組む必要があります。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中で、高齢者に対する虐待や孤独死の防止、法律行為*を自分で行うことが困難な認知症高齢者の権利保護や成年後見制度*など、新しい社会福祉問題にも対応する必要があります。
- 地域包括支援センターを中心に、二次予防対象者*・一般高齢者に対し、介護予防事業を推進する必要があります。
- 介護保険制度の適正な事業運営や、生活圏域を踏まえながら、介護施設を計画的に整備するとともに、様々な機会を通じ、介護保険制度の適正な運営を推進する必要があります。

* 法律行為: 売買契約、財産管理、施設入所など、意思表示をもとに権利義務関係を発生させること。

* 二次予防対象者: 介護が必要な状態になる可能性のある高齢者のこと。

* 佐久市老人福祉計画・佐久市介護保険事業計画: 佐久市が3年ごとに策定する、高齢者福祉事業や介護保険の保険給付など、高齢者に関する各種の保健福祉事業を円滑に実施するための計画。

* 成年後見制度: 判断能力が十分でない人が、法律面や生活面で不利益を被らないように、家庭裁判所に申立てをして、援助・保護してくれる人を付けてもらう制度。

後期の主な取り組み

(1) 高齢者支援サービスの推進

- 保健・医療・福祉・介護の各分野の連携により高齢者を支援します。
- 高齢者の生きがい事業を推進するとともに、食事や運動を中心とした介護予防、疾病予防、生活支援対策など、地域支援事業を推進します。
- 高齢者虐待や孤独死を未然に防ぐため、地域ぐるみで協力し相談し合えるネットワークの構築に努めます。
- 地域包括支援センターとの連携を強化し、介護・生活相談体制の充実を図るとともに、介護予防を推進します。
- 介護者支援のため、民間との連携を強化するなど、環境整備を推進します。

(2) 高齢者福祉施設の整備

- 佐久市介護保険事業計画に基づき、民間と連携しながら地域密着型の介護保険施設などの整備を促進します。

(3) 介護保険の適正な運営

- 介護保険法に基づき、適正な事業運営を進めます。
- 介護保険制度の円滑な運営のため、サービス内容や制度の仕組みなどの周知を図ります。

(4) 成年後見制度の利用促進

- 判断能力が低下した認知症高齢者などを法的に保護するため、佐久広域成年後見支援センター*と連携し、成年後見制度の利用を促進します。
- 保護を必要とする人の財産管理や身上監護*、地域ぐるみでの見守りなどが本人の意思や心身の状態に配慮しながら円滑に行われるよう、制度の普及に努めます。

* 佐久広域成年後見支援センター：判断能力が十分でない人が地域で安心して生活できるよう、佐久広域の市町村や専門家が協働して成年後見制度に対する情報発信や相談業務、家庭裁判所への申立ての支援などをしていく拠点組織。

* 身上監護：要介護認定の申請、入院・通院時の付き添い、住居の確保など、保護を必要とする人の日常生活の支援をすること。

* 健康寿命：日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる生存期間のこと。

目 標

項目（単位）	現状値	目標値
介護予防事業の参加者数（人／年）	19,095 [H22]	23,500

チャレンジ！！

介護予防事業を通じ、健康寿命*を延ばします。

(A 魅力倍増プロジェクト)

障がい者福祉

前期の主な取り組み

- 平成21年度から平成30年度を計画期間とする第一次佐久市障害者プラン*を策定しました。
- 佐久市障害者自立生活支援センター*及び佐久障害者相談支援センター*の相談員、関係機関などの連携により、障がい者の社会参加促進と経済的自立の支援を行っています。
- 佐久障害者相談支援センターや保健師などを中心とした相談窓口と、児童デイサービスその他のサービス実施機関との連携により、療育を必要とする児童に対し円滑な支援を行える体制を整備しました。
- 平成20年度に地域活動支援センター*中込共同作業センターを開設しました。
- 障害者自立支援法により身体・知的・精神障がい者への支援が一元化され、そのサービス量は年々増加しています。
- 一人ひとりの障がい児に対し、各年齢期を通じて支援計画の作成と、時々に応じた的確なサービスを結びつけるコーディネート機能が重要となります。
- 近年発達障がいに対する社会的関心が高まっており、早期発見・早期支援など、きめ細やかな対応を図る必要があります。
- 佐久障害者相談支援センターなどを中心とした恒常的な関係者連絡会議を行うなど、わかりやすく利用しやすい相談支援体制を確立する必要があります。
- 平成24年度から佐久広域連合に移管する佐久障害者相談支援センターや、新設される成年後見センターに対し、支援・連携を図る必要があります。

現状と課題

- 誰もが社会を構成する一員として自分らしく安心して生活できるように、佐久市地域福祉計画や佐久市障害者プランに基づいた総合的、継続的な施策を推進する必要があります。
- 障がい者のニーズに合ったサービスを総合的・継続的・一体的に提供することにより、一人ひとりが尊重され安心して社会参加ができる環境を整備する必要があります。
- 障がい福祉サービス事業所の整備により、障がい者の社会生活への適応訓練、就労継続支援を実施していく必要があります。

* 佐久市障害者プラン: 佐久市における障がい者の自立支援や社会参加を促進し、地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを推進するために策定した指針。

* 佐久障害者相談支援センター: 平成19年度に佐久市、小諸市、南佐久郡、北佐久郡の11市町村が共同して設置した、障がい者の生活・就業・保健福祉サービスの利用などについての相談支援事業を行う機関。

* 佐久市障害者自立生活支援センター: 障がい者が地域で安心して生活していけるよう、相談や情報提供、技術・知識習得のサポート、家族に対する支援などを総合的に行う組織。

* 地域活動支援センター: 働く事が困難な障がい者を対象に、製品づくりや地域の人々との交流などを通じて社会参加を促進し、就労できるよう支援するための施設。

後期の主な取り組み

- (1) 障がい者福祉サービスの充実
- 佐久市地域福祉計画や佐久市障害者プランに基づき、障がい者が地域の一員として自立し、社会参加できる環境づくりを推進します。
 - 障害者自立支援法に基づき、障がい者福祉サービス及び相談体制の充実を図ります。
 - 障害者自立生活支援センターにおける相談・自立支援体制を充実させます。
- (2) 障がい児及び発達が気になる児童などに対する支援
- 保健・医療・福祉・教育など関係機関と連携し、障がいや発達の問題の早期発見と早期支援に努めます。
 - 障がいのある子ども一人ひとりが充実した生活を送りながら成長することができるよう、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図ります。
 - 研修会や講演会の開催などを通じて、障がい児支援に携わる関係者の支援技術の向上を図るとともに、広く障がいに対する理解と認識を高めます。
- (3) 障がい者施設の充実
- 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、バリアフリーなどに配慮した環境整備を支援します。
 - 利用者のニーズに合った障がい者施設の計画的整備を推進します。
- (4) 障がい者の社会参加の支援
- 障がい者団体による学習・活動の支援に努め、障がい者の社会参加を促進します。
 - 障がい福祉サービス事業所の整備により、障がい者の就労支援を推進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
相談支援事業実施事業所数 (事業所)	5 [H22]	20

チャレンジ!!

障がい児・者及び家族に対するライフステージに応じた一貫した相談支援体制の充実を目指します。

(A 魅力倍増プロジェクト)

前期の主な取り組み

- お兄さんと遊ぼう事業で児童の自立心や社会性を養うとともに、児童館での家庭相談員による相談の実施により不安解消を図りました。
- 高等技能訓練促進費*・自立支援教育訓練給付金*などを通じ、ひとり親世帯の経済的自立を支援しています。
- 子ども特別対策推進員、母子相談員、就業支援員などによる相談支援により、ひとり親世帯への支援と児童の健全育成が図られています。
- 国の制度改正により、平成22年度から父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなり、経済的な生活支援が図られています。
- 全保育園での延長保育や小学校通学区ごとに1館の児童館整備により、就労と育児の両立環境を整備しました。
- 生活保護受給者に対しては、法の適用により最低生活の保障を図るとともに、就労支援事業を通じて経済的・社会的自立を促しています。

現状と課題

- ひとり親世帯や、両親と過ごす時間の少ない児童などを対象に、地域全体で健全育成を支援する機会の充実が求められています。
- 高等技能訓練促進費などの制度活用などにより、ひとり親世帯の生活の安定と経済的自立に対する支援を一層強化する必要があります。
- 経済状況の低迷などにより、生活保護世帯の一層の増加が懸念されており、自立に向けた支援の強化と法律に基づく適正な制度運用を行う必要があります。

* 高等技能訓練促進費: 母子家庭の母が看護師や介護福祉士等の資格取得のために修業する場合に、修業期間中の学費や生活費の負担を軽減するために支給される一時金。

* 自立支援教育訓練給付金: 母子家庭の母を対象に、就業のための技術習得や能力開発のための講座受講料などの負担を軽減するために支給される一時金。

後期の主な取り組み

(1) 母子・父子福祉の充実

- ひとり親世帯や両親と過ごす時間の少ない児童を対象に、児童館を活用した事業の拡充を図ります。
- 子ども特別対策推進員、母子相談員、就業支援員などによる各種相談体制の強化、日常生活支援事業の充実により、ひとり親世帯への支援を図ります。
- 県母子寡婦福祉資金*や高等技能訓練促進費、自立支援教育訓練給付金などの活用を促進し、ひとり親世帯の経済的自立を支援します。

(2) 低所得者福祉の充実

- 生活保護法に基づき、適正に生活保護を運用します。
- 低所得者世帯の経済的・社会的自立のため、関係機関や民生児童委員などとの連携を強めながら相談支援体制の強化を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
自立支援教育訓練給付金・高等技能訓練促進費受給者数 (人/年)	4 [H22]	6

* 県母子寡婦福祉資金: 長野県が母子家庭などの経済的自立と扶養している子どもの健やかな成長を目的として運用している貸付資金。

第2節 ところとからだの健康づくり

健康増進

前期の主な取り組み

- 平成23年度に合併後第4期目の保健補導員709名を委嘱するなど、保健補導員を充実させました。
- 森林セラピー基地の充実、健康づくり市民のつどい・健康づくり大学実践講座・からだスッキリ教室の開催などにより、健康意識が向上しています。
- 平成23年度に佐久市食育推進基本計画*を策定しました。
- 口腔歯科保健センターの設置により、各年代での口腔歯科保健事業の効果的な実施が図られています。

現状と課題

- 保健補導員を継続して育成し、地域と一体となった保健予防活動や健康づくり施策を進める必要があります。
- 健康づくりに関する各種事業を通じて、市民一人ひとりが健康に対する意識を高めながら、安心して生活ができる環境の整備に努める必要があります。
- 核家族化やライフスタイルの多様化に伴う食生活の変化により、栄養の偏りや朝食欠食など食習慣の乱れにつながっている状況がみられることから、健全な食生活の普及に向けた食育活動が求められています。
- 食育をより一層推進するため、地域の食育を担う食生活改善推進協議会の育成や連携協力が求められています。
- 歯と口腔の健康に関する事業について、さらに周知を進める必要があります。
- 市民が心身ともに健康でいられるよう、森林セラピー基地や健康運動施設などの利用を通じた健康増進活動を促進する必要があります。
- 特定健康診査データなどを集約し、健康管理・健康増進に有効活用するため、既存の健康管理システムを改修する必要があります。

*佐久市食育推進基本計画：市民の健康長寿を目指し、食に関する知識の習得や健全な食生活の実践、佐久の食の継承などを唱える計画。

後期の主な取り組み

(1) 地域保健組織の育成

- 地域と一体となった保健予防活動を行うため、保健補導員を育成し、地域自主活動を活発にしながら市民の健康に対する意識を高めます。
- 保健補導員が任期終了後も地域において自主活動が継続できるように、支援に努めます。
- 地域の人々が支え合いながら楽しく健康増進を行えるよう、保健補導員会や食生活改善推進協議会などの地域組織を育成し、健康に関する各種事業活動を促進します。

(2) 健康づくり活動の推進

- 市民ニーズに応じた各種健康づくりに関する事業を実施し、市民参加の促進と健康づくりに対する意識の高揚を図ります。
- ぴんころ運動*の推進など、生活習慣病予防について学ぶ機会を提供し、市民の健康増進を図ります。
- 乳幼児から高齢者までの各年代における、歯の健康や予防などの意識の向上を図ります。
- 森林セラピーにおいて、市民向け体験ツアーなどの開催と、さまざまなメディアを活用した広報活動を行うなどにより普及を図ります。
- 市民の健康増進を図るため、新クリーンセンターの余熱利用による温水利用型健康運動施設*を整備し、森林セラピー基地「平尾の森」と有機的に連携するなど、健康づくりプログラムを提供します。

(3) 食育の推進

- 広報活動や地区活動を通して、生涯にわたって健康で暮らせるために、食を大切にする心を育てる基本理念について、周知・啓発します。
- 健全な食生活を実践する力を養うため、各世代での食育推進事業を展開します。
- 食生活改善推進協議会の育成や人材育成などを通じて、地域での食育事業を促進します。
- 食育推進計画に基づき、関係機関と連携協力して事業を実施することにより、地域ぐるみで食を大切にする心を育み、食育の推進を図ります。

(4) 健康管理システムの整備

- 市民の健康管理・健康増進に特定健康診査データなどを有効活用するため、健康管理システムの充実を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
ぴんころステーション 参加者数 (人/年)	1,715 [H22]	2,000
3歳児のむし歯保有率 (%)	26.71 [H22]	20.00*

*佐久市健康づくり21計画における目標数値。なお、本項目の県内の現状値は20.83% (H22)である。

チャレンジ!!

食育を通して食を大切にする心を育み、朝食を毎日食べる小学生・中学生の割合を100%にします。

(A 魅力倍増プロジェクト)

*ぴんころ運動:「ピン・ピン・コロリ」(健康のまま天寿を全うする意味)をヒントとし、これを核とした生活習慣病予防のための啓発活動。

*森林セラピー:森林内での保養活動の効果を医学的に証明し、森林環境を利用しながら人々の心身の健康維持・増進を図る取り組み。

*温水利用型健康運動施設:温水を利用して基礎体力の向上や軽い全身運動を行うための施設。

前期の主な取り組み

- 特定健康診査・各種がん検診について、広報や個別勧奨をさまざまな機会を捉えて実施した結果、受診率が向上しています。
- 寝たきり予防のため、保健師などによる健康相談や栄養士・健康運動指導士が行う健康教育・健康に関する講話や実践教室などを実施しています。
- 訪問指導や介護者の交流事業により、老後の生活支援や介護者の負担軽減に努めています。
- HIV感染症（エイズ）やインフルエンザなどの感染症について、予防対策の周知や相談・検査体制についての情報提供を通じて正しい知識の普及を図っています。
- 新型インフルエンザの出現の際に対策行動計画を策定するなど、流行の兆しのある感染症については、情報提供の強化を図ることによって流行の未然防止に努めました。
- 結核検診車の市内巡回を通じ、結核検診の受診率の向上を図っています。
- 精神障がい者支援として、障害者自立生活支援センターを中心にケア体制を構築しました。
- 精神障がい者が地域で生活を送れるよう、デイケアや生活相談を行うほか、家族会事務局として家族・当事者の自立支援を行っています。

現状と課題

- 5大疾病（悪性新生物・脳血管疾患・心疾患・糖尿病・精神疾患）の発症リスクの減少のため、特定健康診査の結果やレセプトのデータ解析を行い、市民の生活習慣の動向を多角的に把握する必要があります。
- 特定健康診査の受診率向上のため、健康教育や広報活動の一層の充実を図るとともに、医療機関と連携した特定保健指導などを含め、より効率的な指導方法を検討する必要があります。
- 高齢化が急速に進む中で、今後も寝たきり予防のための老人保健事業や訪問活動を拡充する必要があります。
- 認知症に対する理解を深めていくために、引き続き、啓発活動を行う必要があります。
- HIV感染症、インフルエンザなどの感染症予防対策について、引き続き国・県と連携した周知・啓発が必要であるとともに、発症の際の速やかな対応が求められています。
- 精神保健事業の充実を図るため、各種関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの精神障がい者に対する支援を促進する必要があります。
- 心の健康づくりの観点から、悩みを抱える人やその家族の相談支援体制を強化するとともに、自殺の防止を図るための施策を展開する必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 生活習慣病予防の推進

- 生活習慣病の予防や重症化の防止のため、検診データやレセプトの多面的な分析に基づき、健康に関する課題を把握するとともに、各世代に応じた新たな保健活動に取り組みます。
- 広報活動や地区活動を通して、生活習慣病予防に着目した健診やがん検診の受診の必要性を周知・啓発するとともに、早期発見・予防のために受診率の向上を図ります。
- 喫煙・食生活・運動などの生活習慣を改善するなど、一次予防活動に取り組むとともに、特定保健指導などを中心に、各世代での保健指導を充実させます。

(2) 高齢者保健の充実

- 寝たきり予防のための訪問活動を充実させ、高齢者保健事業を効果的に推進します。
- 認知症に対する理解をより多くの人に深めてもらうため、認知症予防相談・啓発事業を推進します。
- 認知症サポーター養成事業を通じ、地域で認知症の高齢者を見守り、支えていくための支援者を育成します。

(3) 感染症予防対策の推進

- 国・県と連携して、HIV感染症やインフルエンザなどに対する正しい知識の普及と予防意識の啓発を図ります。
- 感染症の感染拡大傾向の把握や予防接種の効果的実施、発症の際の行動計画の策定など、情報収集と流行防止に努めます。

(4) 精神保健の充実

- 「心の相談日」を開設するなど、精神保健における相談体制を強化します。
- 自殺防止の普及啓発と自殺予防に関わる人材育成のため、ゲートキーパー*の養成とその役割の周知を行います。
- 関係機関との連携を図り、ネットワークを構築することによって、地域ぐるみでお互いの心の健康に配慮しながら支え合う体制を整備します。
- 精神保健に関する研修や情報共有を通じ、精神疾患に対する偏見のない地域づくりを目指します。
- 精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、生活相談などの支援を行います。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
メタボリックシンドローム該当者予備軍の割合 (%)	25.2 [H21]	15.2*

*厚生労働省社会保障審議会の掲げる削減目標に基づく

チャレンジ!!

住みやすい社会を目指し、多様な悩みを抱える方を支援する絆を拡大するなど、「生きるための支援」に取り組むことにより、自殺者0人を目指します。

(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*ゲートキーパー:悩んでいる人の自殺のサインに気づき、声をかける、話を聞く、必要に応じて関係する専門相談機関へつなぐなどの役割を期待される人材

前期の主な取り組み

- 佐久医師会の協力のもとで、浅間総合病院内に休日小児科急病診療センター・平日夜間急病診療センターを開設しました。
- 佐久歯科医師会の協力のもとで、サングリモ中込内に休日救急歯科診療所を開設しました。
- 各病院の医療連携機能整備に伴い、担当者会議の開催や情報交換が定期的に行われるようになり、病病連携・病診連携*を始めとする地域全体での医療体制の整備が促進されました。
- 佐久総合病院再構築*にかかる地域の医療体制を協議する「佐久市医療体制等連絡懇話会」が開催され、佐久市における地域完結型の安定的な医療供給体制の構築を目的に、医療連携を行うことについて長野県、佐久市、長野県厚生連が立会者となり、佐久医師会、浅間総合病院、佐久総合病院の3者により協定を締結しました。
- 浅間総合病院は、老朽化・狭あい化していた病棟や外来診療室などの改築を行う第一次整備を実施しました。
- 浅間総合病院は、病院改革プランに基づき、平成22年度から地方公営企業法の全部適用を行い、経営責任の明確化や職員の経営参画意識、コスト意識改革を図るなかで病院財政の健全化を図りました。

現状と課題

- 休日小児科急病診療センター・平日夜間急病診療センターの診療時間の見直しや、休日救急歯科診療所の一層の定着を図るなど、地域の救急医療体制の継続に柔軟な対応を図る必要があります。
- 近隣地域の医療供給体制の変化が市の医療体制に大きな影響を与えるため、東信地域全体を考慮した上で、佐久地域での医療体制の充実を考える必要があります。
- 第2次救急医療*・第3次救急医療*など、各医療機関が持つ本来の機能を効果的に発揮できるようにするためには、患者や家族が症状に応じて医療機関を使い分けることが重要となることから、各医療機関の役割を周知し、かかりつけ医制度を普及させる必要があります。
- 「病院完結型医療*」から「地域完結型医療*」へのシフトを効果的に行い、地域での持続可能な医療提供体制を確保し、さらに医療費をより効率的かつ有効に利用するため、病院や一般診療所など地域の医療機関の役割分担や、実務的なシステムなどを構築し、医療連携を推進する必要があります。
- 浅間総合病院は、良質な医療を提供するため、第一次整備に引き続き、手術室の充実や給食棟の改修、療養病床の整備など、第二次の整備を行う必要があります。

*佐久総合病院再構築: 佐久総合病院について、救急・急性期医療、専門医療に特化し、地域医療支援病院を目指す佐久医療センターと、地域に根差した医療を提供する佐久総合病院(本院)に機能分割し整備すること。

*病病連携・病診連携: 患者のその時々々の病態に合った医療を効率的に提供するため、病院と診療所、或いは専門の違う病院が互いに連携して医療を提供するしくみのこと。

*第2次救急医療: 入院治療を必要とする重症患者への救急医療のこと。

*第3次救急医療: 第2次救急医療では対応できない重篤患者への高度な救急医療のこと。

*病院完結型医療: 急性期から回復期といった、治療の全てを一つの医療機関で行う医療体制のこと。

*地域完結型医療: 医療機関の相互の役割分担や連携により、地域全体で必要な医療を提供する体制のこと。

- 浅間総合病院は、地域中核病院として、経営の健全化を図りながら、専門化した高度医療の確保、医療スタッフや保健活動の充実に努める必要があります。
- 病院、病床の機能分化により、慢性期病院(床)や在宅医療の重要性が高まっています。

後期の主な取り組み

(1) 地域医療体制の充実

- 医療ニーズ、疾患などに着目して必要な地域医療体制のさらなる充実を図ります。
- 高齢化に対応し、保健・医療・介護の各段階との連携を強化します。
- 地域全体で医療を守っていくため、症状などの状況に応じた医療機関へのかかり方やかかりつけ医を持つことについて啓発するなど、医療の受け手となる市民の理解を得られるよう情報提供の充実を図ります。
- 病病連携・病診連携にあたり、患者に関する情報を安全かつスムーズに相互提供するシステムを構築するなど、地域ぐるみで医療の安全を向上させます。
- 医療関係者などとの連携を密にし、地域完結型医療の構築を進めるため、佐久市医療体制等連絡懇話会などを通じ連携協議を進めます。
- 本市における良好な医療提供体制を堅持するため、佐久総合病院の再構築の実現に向けた支援を行います。
- 休日小児科急病診療センター、平日夜間急病診療センター及び休日救急歯科診療所など、地域の救急医療体制について、佐久医師会・佐久歯科医師会の協力を得ながら柔軟に対応します。

(2) 浅間総合病院の充実

- 患者の快適な療養環境にも配慮し、専門的医療にも対応するため、地域中核病院にふさわしい施設の計画的整備を進めます。

- 新しい医療体制を支える医師などの有能なスタッフを確保します。
- 少子化や子育て支援に対応して、周産期医療・不妊治療・小児医療のさらなる充実を図り、子どもに対する保健活動を促進します。
- 在宅療養者の増加に対応して、医療と介護、福祉の連携を図り、在宅支援を充実させます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
浅間総合病院第二次整備事業進捗率 (%)	0 [H22]	100

チャレンジ!!

市民・地域・医療機関との連携・協力を進め、日常生活圏において必要なときに必要な医療サービスを受けることのできるよう地域に密着した地域完結型医療を構築します。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

前期の主な取り組み

- 国民健康保険加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の義務化により、生活習慣の改善や疾病予防が促進されています。
- 健康の保持増進や疾病の予防・早期発見・早期治療のため、人間ドックを受診する加入者に対して補助金の支給を行っています。
- 後期高齢者医療制度が施行されてから3年が経過し、周知活動により制度に対する市民の理解が進んでいます。
- 国民年金制度への理解と関心を高めるため、広報活動や年金相談を実施しています。

現状と課題

- 国民健康保険財政は、雇用・経済情勢の低迷により国民健康保険税の収納率が低下傾向にあることから、厳しい運営状況にあります。
- 本市の一人あたり医療費は、県内78市町村中58位（平成21年度）と比較的低い状況にありますが、国保加入者の高齢化や医療の高度化が進み、一人あたり医療費の増高傾向が続いていることから、今後も、特定健康診査・特定保健指導などによる疾病予防や早期発見・早期治療に向けた取り組みを進める必要があります。
- 特定健康診査は、国で定めた受診率目標値65%達成に向けた取り組みを継続する必要があります。
- 後期高齢者医療制度は市民にも周知・理解されてきましたが、国はさらに新たな高齢者の医療制度創設に向けた準備を進めており、今後の国の動向を注視していく必要があります。
- 国民年金は、年金制度に対する関心が深まり相談件数は増加していますが、保険料の収納率は依然として低い傾向にあります。

後期の主な取り組み

- (1) 国民健康保険の健全運営
- 納税意識の高揚やコンビニ収納により収納率の向上を図ります。
 - 特定健診における健診データなどによる保健指導を推進し、疾病予防や病気の早期発見・早期治療により、国保制度の健全運営に努めます。
 - 充実した健康教育や保健指導などを通じて健康に対する意識の高揚を図り、特定健康診査の受診率の向上に努めます。
- (2) 後期高齢者医療制度への対応
- 今後の国の動向を注視しながら後期高齢者医療制度への対応を図ります。
- (3) 国民年金制度の適正な推進
- 日本年金機構と連携しながら、国民年金制度に関する広報活動を充実することにより、保険料の未納防止や無年金者の解消に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
国民健康保険税収納率 (現年課税分) (%)	90.26 [H22]	100.0

チャレンジ!!

特定健康診査の受診率を65%*まで引き上げます。

(B 弱点克服プロジェクト)

*厚生労働省が、特定健康診査の制度開始時に市町村の目標受診率として定めた数値。

*コンビニ納付: 国民健康保険税や市県民税、下水道使用料など、市税や料金の一部がコンビニエンスストアでも納付できる制度。

第3節 安心して子どもを生み育てられる子育て支援

子育て支援・児童福祉

前期の主な取り組み

- 育児相談や乳幼児の健診など、各種子育て支援事業を実施しています。
- ながの子育て家庭優待パスポート事業*の開始や、乳幼児等福祉医療費給付対象者を小学生まで拡大し、子育て家庭への経済的負担の軽減を図りました。
- 岩村田保育園の改築により、保育環境の改善を行いました。
- 平成20年度までに1小学校通学区に1館ずつの児童館の整備が終了し、放課後児童対策を含めた全児童に対応できるようになりました。
- 平成18年度より浅間総合病院で病児保育を、岸野保育園で病後児保育を開始しました。
- 保育園や学校などの関係機関と連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、防止のための啓発活動を行っています。
- 児童館の午前中開放や子育てサロン、つどいの広場の実施・開催により、子育てに関する不安の解消を図っています。

現状と課題

- 核家族化や就労形態の変化などにより、子育てに対する市民ニーズはますます多様化しているため、さらに社会全体で子育てを支援するための施策を推進する必要があります。
- 子どもを安心して生み育てることができるよう、引き続き市民ニーズに応じた子育て環境を整備する必要があります。
- 児童虐待の根絶に向け、早期発見と啓発活動のさらなる充実を図る必要があります。
- 保育所の老朽化が進みつつあることから、地域の状況に応じて改築・統合などを検討する必要があります。
- 平成27年度に開校が予定されている岩村田地区北部新小学校に対応して、児童館を整備する必要があります。

*ながの子育て家庭優待パスポート事業：子育て家庭を地域全体で支えるため、県と連携して行う事業。子育て家庭が協賛店舗で買い物などの際にカードを提示すれば、割引など各種サービスを受けられる。

後期の主な取り組み

(1) 子育て支援ネットワークの拡充

- 育児不安を解消するために、相談・指導内容の充実を図ります。
- 子育てサロンやつどいの広場など、子育て支援事業を推進します。
- 子育て世帯への経済的負担の軽減などを図るため、ながの子育て家庭優待パスポート事業を推進します。
- 家庭・学校・企業・地域社会との連携強化を図り、子育てする家庭を支えながら社会全体で次世代を担う人材を育成します。
- 児童虐待の早期発見・予防のため、関係機関と連携し、啓発活動を強化します。
- 保護者と協力し、乳幼児の健やかな成長に資する食育を推進します。

(2) 保育サービスの充実

- 施設の改築や設備の充実など、保育環境の整備を推進します。
- 施設の統合や民間活力の導入による保育所の管理運営の検討を進めます。
- 乳児保育、延長保育、休日保育、病児・病後児保育など、ニーズに応じた保育内容の充実を図ります。

(3) 児童館の整備と運営

- 岩村田地区北部新小学校の建設に合わせて児童館の整備を行います。
- 児童の豊かな心を育むため、地域と協力・連携しながら、特色ある児童館運営に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
子育てサロンの利用者数(人)	7,908 [H22]	8,300
つどいの広場の利用者数(人)	15,099 [H22]	15,800
児童館の利用者数(人)	303,975 [H22]	319,000

チャレンジ!!

佐久市の合計特殊出生率を1.6から1.9まで伸ばします。
(A 魅力倍増プロジェクト)

母子保健

前期の主な取り組み

- こんにちは赤ちゃん事業による新生児訪問を実施し、母子への継続的な支援を行っています。
- 乳幼児健診の受診率について95%以上を維持するとともに、診察機会を利用した相談事業などの育児支援を継続的に実施しています。
- 不妊治療に要する保険適用外の治療費の一部を助成する、コウノトリ支援事業の普及が進み、誕生する子どもの数も増加しました。
- 浅間総合病院は、不妊治療を受ける夫婦が年々増加の傾向にあることから、不妊治療に対する経済的負担の軽減と治療の受けやすい環境整備のため、県内10番目となる不妊治療費助成事業指定医療機関として県から指定を受けました。
- 母子保健に関する支援会議を通じ、関係機関との連携や、情報の共有化を行い、様々な課題に対する早期の対応を図っています。

現状と課題

- 育児不安を軽減するためには出産前からの関わりが重要であるため、パパママ教室を充実させるなど、育児に対するサポート体制を強化する必要があります。
- 乳幼児の健やかな成長のため、全員が健康診査を受けられるよう、父母に対し健診の必要性などの啓発を図る必要があります。
- 子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、不妊に悩み、実際に治療を受けている夫婦の身体的・精神的・経済的負担が軽減されるよう、引き続き、支援をする必要があります。
- 育児に対する多種多様な不安に対応するため、母子保健スタッフのスキル向上が課題となります。
- 母子保健、子育て支援ネットワーク事業の推進のため、各種分野との連携を強化する必要があります。
- ポリオについては、国が不活化ワクチンへの移行を検討中のため、今後の状況を注視していく必要があります。
- 思春期における母性父性の育みについて、学校との連携を強化し、思春期ふれあい体験学習事業などを推進する必要があります。

*不活化ワクチン: 化学処理によって毒性をなくし、免疫を付けるのに必要な成分のみを取り出したワクチン。ポリオの不活化ワクチンは、接種によってポリオを発症する恐れのある生ワクチンよりも安全と言われる。

後期の主な取り組み

(1) 母子保健事業の推進

- パパママ教室・こんにちは赤ちゃん事業・子育てママさんサポート事業の充実を図り、出産・育児支援事業を推進します。
- 乳幼児健康診査と診査後のフォロー教室・相談体制の充実を図ります。
- コウノトリ支援事業による不妊治療の助成を通じて、安心して不妊治療を受けられる環境づくりを推進します。
- 子育て支援専門員・乳幼児健診のスタッフなど、母子保健事業関係者のスキルの向上と連携の強化を図ります。
- 予防接種の必要性や接種後の効果などの啓発を図り、計画的な接種勧奨に努めます。

(2) 思春期保健事業の推進

- いのちの尊さを学び、母性父性を育む機会として、思春期保健事業の推進を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
こんにちは赤ちゃん事業訪問率 (%)	96 [H22]	100

チャレンジ!!

父母への啓発活動の強化などにより、乳幼児健診受診率100%を目指します。

(A 魅力倍増プロジェクト)

第5章

水と緑きらめく自然と
共に生きる快適環境の創出

第1節 自然と共に暮らすまちづくり

環境保全

前期の主な取り組み

- 佐久市環境基本条例*の基本理念の実現に向け、平成19年度に佐久市環境基本計画を策定し、体系的に施策を展開しています。
- 関係機関と信濃川を守る協議会を構成し、違法行為の監視・防止のため年2回の河川パトロールを実施しています。
- 緑の環境調査*を実施し、身近な自然環境への意識高揚と、環境変化に伴う生態系への影響の把握に努めています。
- 市内2か所での大気環境測定と市内80か所での窒素化合物の測定により、大気汚染状況を監視しています。
- 市内33地点において、年4回の河川水質・底質調査を実施しています。
- 地球温暖化対策として、平成18年度に佐久市地域新エネルギービジョン*を策定し、新エネルギー導入のための重点プロジェクトを推進しています。
- 地球温暖化対策のイベントやキャンペーンに率先して参加し、市民や事業者への啓発活動を行っています。

現状と課題

- 佐久市環境基本計画*の進行管理と個々の施策について、効果を検証する必要があります。
- 外国資本などによる森林買収の動きが全国的に問題視されているため、地域共有の財産である地下水などの水資源について速やかに実態を把握し、保全のための新たなルールを定める必要があります。
- 環境保全に関するパトロールや環境測定・監視・調査、啓発活動など、良好な生活環境を維持するため、継続した取り組みを進める必要があります。
- 原子力発電所の事故による拡散する放射性物質の影響について、市民の不安を払拭するための取り組みを進める必要があります。
- 地球温暖化対策や、原子力発電所の事故を契機とした電力供給不足などの問題に対処するため、今後も、本市地域特性を生かした太陽光発電などの新エネルギーの導入を促進する必要があります。
- 佐久市地域新エネルギービジョンに基づき、森林バイオマス*や、風力発電、小水力発電など環境にやさしい新エネルギー導入のための調査・研究と、省エネルギーの推進を図る必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 総合的環境施策の推進

- 佐久市環境基本計画に基づき、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 国のエネルギー政策の転換の動向を注視し、新たな環境・エネルギー施策体系の構築を検討します。

(2) 環境保全対策の推進

- 地下水や湧水など、地域の貴重な資源を保全していくため、佐久地域の市町村と連携し、速やかな実態把握と新たなルールにより、保全対策を実施します。
- 関係機関などと連携を強化し、河川パトロールや自然保護パトロールなどの環境パトロールの充実を図ります。
- 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染など、自然環境や生活環境に悪影響を及ぼす公害などの防止対策を推進します。
- 緑の環境調査や大気環境測定を継続的に実施するなど、環境に関する調査・測定活動を推進します。
- 空間放射線量*と、土壌・上水などの放射能濃度の測定や、関係機関との連携による情報収集により、市民に必要な放射性物質に関する情報を速やかに提供します。

(3) 地球環境保全の啓発・実践

- 市内小学生を対象としたわが家のエコ課長*など、子どもの頃からの環境教育や意識啓発を推進します。
- 節電、クールビズやウォームビズ、ノーマイカーデーなど、省エネルギーや環境負荷低減の取り組みを推進します。
- 太陽光や太陽熱、森林バイオマスの利活用など、新エネルギーの普及促進及び導入のための調査・研究を促進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
市内家庭の総消費電力 (MK _w)	239,143 [H22]	191,315*

*20%の削減

チャレンジ！！

市内の自然エネルギーを用いた電力自給率、3%を目指します。

(A 魅力倍増プロジェクト)

*佐久市環境基本条例:本市の豊かな自然を守り、市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保するために策定された条例。環境の保全に関する施策の基本事項や、市・事業者・市民の責務などを定めている。

*緑の環境調査:市民に身近な動植物の生息などについて報告してもらうことにより自然環境の状況を把握する、3年ごとの調査。

*佐久市地域新エネルギービジョン:環境にやさしいまちを目指し、新エネルギーの導入と省エネルギーの推進について、市民や事業者との協働により実践して行くための指針。

*佐久市環境基本計画:市内の環境を守り、育てるための基本となる計画。環境への配慮に関する地域別方針や、新エネルギーの活用、リサイクルの推進による循環型社会の構築などについて、本市が実施すべき施策をまとめている。

*森林バイオマス:バイオマス(動植物から生まれた再生可能な有機性資源)のうち、地域の森林資源を活用した燃料などの資源のこと。例としては、薪ストーブ、カラマツボイラー、木質チップを利用した発電などが挙げられる。

*空間放射線量:大気中の放射線の量。単位は、Sv(シーベルト)。

*わが家のエコ課長:家族や友達、地域の人々に省エネの推進を呼びかけたり、実践による環境問題への意識の高揚を図る活動推進員のこと。本市では、社会科などで環境問題を学習する時期である4年生の児童全員に対し、6月の環境月間に合わせて委嘱をしている。

前期の主な取り組み

- 平成19年度に市の緑地の保全と緑化の推進に関する緑の基本計画*を策定しました。
- 平成21年度の都市計画区域の拡大により、総合的な整備、開発・保全を図る区域として、良好な住環境などの形成ができるようになりました。
- 公園施設の適切な維持管理のため、平成22年度に17公園の公園施設長寿命化計画*を策定しました。
- 佐久総合運動公園は、広域的な多目的総合運動公園として整備を進めており、平成21年度にはマレットゴルフ場が完成しました。
- 平尾山公園は、観光拠点として各種施設の整備を進め、利用の拡大を推進しています。
- 望月宿公園・佐久良公園・五稜郭公園など、市民に親しまれる新しい公園や、湯川親水公園など、市内の豊かな清流と調和した親水公園を整備しました。
- 地域の緑化のため、地元区などに花や樹木の苗を配布し、住民の協力を得ながら積極的に植栽活動に取り組んでいます。
- 公園や歩道の樹木管理・育成に地域住民が積極的に取り組むアダプトシステム*が、新しく整備された原公園、都市計画道路原東1号線、跡部白田線や、離山南ミニパークで始まりました。
- 自然と調和した佐久らしい景観形成のため、平成21年度に景観行政団体*へ移行し、佐久市景観条例*の全面施行と、佐久市景観計画*の策定を行いました。

- 中部横断自動車道や国道沿道を景観育成重点地域・屋外広告物規制地域に指定するなど、良好な景観の育成に努めました。

現状と課題

- 市内の公園の設置状況や緑の基本計画の方針を踏まえて公園整備計画を策定し、今後の公園の整備を計画的に進める必要があります。
- 佐久総合運動公園は、主要施設の整備を推進するとともに、管理運営計画を早期にまとめ、特徴を広く周知することにより、利用の促進を図る必要があります。
- 住民投票の結果を受け、建設を中止した総合文化会館の建設予定地に整備することとした市民交流ひろばの建設を推進するとともに、維持管理・運営方針を決定する必要があります。
- 既設の公園は、地域の意見・要望を踏まえ、公園施設長寿命化計画に沿った見直しや改修を行いながら、利用者が満足して利用できるように維持管理する必要があります。
- 平尾山公園は、高速道路から直接利用できる利便性や特色をPRするとともに、魅力や利用満足度を高め、利用促進を図る必要があります。
- 公園管理・街路管理におけるアダプトシステムの積極的な活用のため、地区や地域の団体のほか、民間企業やボランティア団体などにパートナーの範囲を広げるための啓発が課題となっています。
- 地域の緑を保全するため、今後も緑化意識の高揚を図る必要があります。

- 良好な景観の形成のために行う、屋外広告物の規制や景観重要建造物・景観重要樹木の指定などについて、規制対象者や地域住民などと協議しながら適正に実施する必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 公園の整備推進

- 市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点、広域スポーツ交流の中核施設として緑豊かな佐久総合運動公園を整備します。
- 子どもたちが元気に遊ぶ場として、また世代を超えた様々な人が集い多様な交流を図る場として、市民交流ひろばを整備します。
- 既設公園の設置状況などを踏まえて、緑の基本計画の方針に基づいた公園整備計画を策定し、各種公園の計画的整備に努めます。

(2) 公園の適正な維持管理と利用

- 利用者のニーズを把握し、公園施設長寿命化計画と整合を図ったうえで、公園施設の更新・改修を進めます。
- アダプトシステムを積極的に導入し、住民参加の管理システムの拡大・普及を図ります。
- 公園の利用促進のため、地域住民と共に育み、地域住民が愛着の持てる身近な公園づくりを推進します。

(3) 水辺空間の整備

- 地域住民との協働により、花の植栽や、草刈り、ゴミの清掃を行い、潤いのある水辺空間の整備を図ります。

(4) 緑化の促進

- 豊かな緑あふれる魅力あるまちづくりを行うため、緑化意識の啓発を図りながら、公共施設の緑化の推進と市民の地域緑化活動の支援を行います。

(5) 景観計画の推進

- 佐久市景観計画による地域区分ごとの景観育成基準を適切に運用し、佐久らしい景観形成を推進します。
- 景観形成の重点地区である国道沿道について、屋外広告物の規制・誘導を行います。
- 佐久市景観条例・佐久市景観計画に基づき、景観重要建造物、景観重要樹木の指定について検討します。
- 長野県屋外広告物条例*などに基づき、田園景観と山並み景観を保全します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
平尾山公園の入場者数 (人/年)	411,947 [H22]	420,000
都市公園*の整備面積 (㎡/人)	7.94 [H22]	9.82

チャレンジ!!

アダプトシステムによる公園管理の実施率を36%まで向上させます。
(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*緑の基本計画: 公園の整備や緑地の保全、地域の緑化活動などについて、市民と共に取り組むための基本施策を示した計画。
 *公園施設長寿命化計画: 老朽化が進む公園施設について、利用者の安全対策の強化のため、施設を点検して劣化や損傷の状況を調べ、今後予想される老朽化も踏まえた上で修繕や改築の時期を検討する計画。
 *アダプトシステム: 「里親制度」とも呼ばれ、地域住民団体などが道路や公園などを「里親」として、施設管理者と協定を交わし、ボランティアで補導、植樹帯、公園などの美化活動を行う制度。施設管理者は、里親への清掃用具の貸与などを行い、アダプト活動を支援する。
 *景観行政団体: 景観法に基づき、良好な景観形成のための具体的な施策の実施が認められた自治体のこと。本市は、景観行政団体になることで、景観計画を策定するなど、地域の特性に応じた独自の施策を行うことができるようになった。
 *佐久市景観条例: 佐久の美しい景観を保全・育成するとともに、それを後世へ引き継ぐことを目的として策定された条例。市内の景観形成に対し様々な基準を設け、規制・許可・誘導などを行っている。
 *佐久市景観計画: 本市の美しく豊かな景観を保全、創出するために、景観法に基づいて策定した計画。市内の各地域で美しい景観を育成するための基準を設定し、必要に応じて建築行為の規制や届出義務などを求めている。
 *長野県屋外広告物条例: 良好な景観の形成や公衆への危害の防止のため、屋外広告物(看板、張り紙、広告塔など)の表示や設置にルールを定めた条例。
 *都市公園: 都市公園法に基づき、スポーツ・レクリエーション・休憩など、日常生活にゆとりと潤いが得られるように整備される公園。

第2節 資源循環型社会の形成

環境衛生

前期の主な取り組み

- 平成19年度からごみの排出量は年々減少し、特に1人あたりのごみ排出量の少ない都市のランキング*が、人口10万から50万人の都市の中で、平成21年度に全国4位から3位となりました。
- 再資源化推進のため、資源物を、古紙類、缶・布・紙パック類、ペットボトル、雑ビン、軟質系プラスチックの5分別で回収していますが、再資源化率は、平成19年からほぼ横ばいとなっています。
- うな沢第2最終処分場の残容量が少なくなっていることから、廃棄物の圧縮やリサイクルの徹底などにより最終処分量を減らし、処分場の延命化を図っています。
- これまでの可燃ごみの共同処理のパートナーである軽井沢町、立科町と基本合意書を締結し、平成29年度稼働を目標に新クリーンセンターを整備するため、公募により建設候補地を決定し、地元合意形成に取り組んでいます。
- 「ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例」*の施行や「ポイ捨てのない、清潔で美しい都市宣言」*を行うなど、ごみの適正処理を図るための啓発を行いました。
- 佐久市堆肥製産センターにおいて、臼田地区の生ごみを堆肥化し、ごみの減量化を図っています。

現状と課題

- 循環型社会形成に向け、市民・事業者・収集運搬業者・再資源化業者との連携により、資源化の促進を図ることが重要です。
- 埋め立てごみの徹底した分別により、うな沢第2最終処分場の可能な限りの延命と、適正な維持管理に努める必要があります。
- 可燃ごみは、佐久クリーンセンター・川西清掃センターにより焼却処理を行っていますが、施設の老朽化などから、新クリーンセンターの早期完成が求められています。
- 不法投棄が減少していないため、不法投棄防止の啓発活動や、行為者の指導強化などを進める必要があります。
- 佐久平環境衛生組合・浅麓環境施設組合・川西保健衛生施設組合で実施しているし尿及び合併処理浄化槽汚泥などの処理を円滑に進める必要があります。

*環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果(平成21年度)」による

*ポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例:市内のより一層の美化と市民のモラルの向上を目的に、ごみのポイ捨てを防止し、清潔で美しいまちづくりに取り組むための基本事項をまとめた条例。

*ポイ捨てのない、清潔で美しい都市宣言:市の豊かな自然や美しい環境を次世代に引き継いでいくため、市民が一体となってポイ捨てのない清潔で美しいまちづくりを行うことを宣言したものの。

後期の主な取り組み

(1) 廃棄物処理対策の推進

- 家庭から排出される生ごみの堆肥化を促進するなど、ごみの減量・再資源化対策に取り組めます。
- 広報活動・出前講座の実施やリサイクルの啓発などにより、ごみ分別の徹底に取り組めます。
- 施設の安定的・効果的な維持管理策を講じ、うな沢第2最終処分場の延命化を図ります。
- 平成29年度に新クリーンセンターの稼働を目指し、早期の地元合意形成を図りつつ、整備を推進します。
- 長野県レジ袋削減スクラム運動*の普及やマイバッグ持参の啓発を行うなど、ごみの減量や二酸化炭素削減などの環境保全に対する市民意識を高めます。
- 街頭キャンペーンの実施などの啓発活動及びポイ捨て等防止及び環境美化に関する条例の運用により、市民が一体となって不法投棄対策の徹底を図ります。

(2) し尿・汚泥対策の促進

- し尿処理施設の適正な維持管理及び効率的な運営を促進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
家庭系ごみの排出量 (t/年)	21,384 [21年度末]	19,591 [H26]
事業系ごみの排出量 (t/年)	5,296 [21年度末]	4,670 [H26]

チャレンジ!!

1人あたりごみ排出量が少ない都市、全国1位*を目指します。

(A 魅力倍増プロジェクト)

*環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による

*長野県レジ袋削減スクラム運動:生活に身近なレジ袋を削減することから、環境にやさしい生活スタイルへの転換を呼びかける運動。

上水道

前期の主な取り組み

- 新規の水源開発を行うとともに、節水や水源保全の必要性について広報佐久・市ホームページや各種行事などで啓発を行いました。
- 施設の点検や水質検査を定期的に行うとともに、修繕工事を適宜実施して水の安定供給を促進しています。
- 計画的に施設の統廃合、老朽管の敷設替えなど、適正な維持管理を行っています。
- 災害時に断水区域を最小限にするバックアップ体制の確立を促進しました。

現状と課題

- 日常生活に欠くことのできない水の安定供給のため、計画的な水源開発や森林の保全、育成を促進する必要があります。
- 水源地がある市町とその水を利用する市町が一体となり、広域的に連携し、水源地の保全・保護をすることが必要です。
- 施設の老朽化に伴う修繕工事の増加に対応し、業務の効率化による経費節減と、受益者負担のあり方について検討する必要があります。
- 佐久水道企業団地域水道ビジョン*に基づき、安心して安全な水を供給するため、計画的な施設や管路の整備・補強や、配水池・配水管などの継続的な洗浄作業などを促進する必要があります。
- 施設や管路の耐震診断と適切な補強工事を促進し、災害時の被害を最小限にする必要があります。
- 水資源を有効に利用するため、水源保全、節水の必要性を啓発する様々な広報活動を行う必要があります。

*佐久水道企業団地域水道ビジョン:「豊かな自然の恵み 佐久の誇りとなる 信頼される水道」を目標に、平成21年度から平成30年度までの10年間の水道事業のあるべき姿とその実現のための方策などをまとめた指針。

後期の主な取り組み

(1) 水資源の保全

- 水資源の循環性を考慮しながら、森林の整備や水源の保全、新たな水源の確保を促進します。
- 水源地を保有する関係市町などと連携し、広域的な上水道施策の実施に努めます。
- かけがえのない共有財産である水資源について、水資源保全や節水の必要性を啓発します。

(2) 上水道の整備・管理

- 既存水道施設の適正な維持管理と、施設の計画的な更新を促進します。
- 災害に強い水道施設の整備と、災害時における復旧体制など防災対策を促進します。
- 水質管理体制などの強化・充実により、安全で良質な水道水の安定供給を図ります。
- 業務の効率化や、受益者負担のあり方を見直すことにより、健全な水道経営を促進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
有収率* (%)	84.0% [H22]	90.0%* [H28]
水源余裕率* (%)	16.2% [H22]	22.0%* [H28]

チャレンジ!!

水を自然流化方式*で配ることができる地形を生かしながら、太陽光発電を導入するなどにより、環境に配慮した水道を構築します。

(A 魅力倍増プロジェクト)

*有収率: 使用料徴収の対象となる水量の割合。有収水量(料金徴収の対象となった水量)[m³]/給水量[m³]で求められ、漏水量が多くなると有収率は低くなる。

*水源余裕率: 一日の最大配水量に対して確保している水源水量がどの程度の余裕(まだ取水できる)があるかを示す割合。(確保している水源水量[m³]/一日最大配水量[m³]-1)×100で求められる。

*自然流下方式: 地形の高低差を利用した配水方式。ポンプを使った加圧による配水と比べて、消費エネルギーが少なく環境にやさしいとされる。本市は、標高の高い場所に水源があるため、自然流下方式を配水の基本としている。

下水道

前期の主な取り組み

- 佐久市公共下水道事業は、平成20年度の見直しにより2,196haが整備計画面積となり、全体の88.7%にあたる1,946.8ha（平成22年度末現在）が供用可能となっています。
- 南佐久公共下水道事業は、計画面積65haの整備が完了しました。
- 老朽化した施設の改築により、適正な維持管理が行われるようになっていきます。
- 下水道使用料は、合併後段階的に統一を図った結果、2体系まで統一されました。
- 下水道事業は、平成24年度に官庁会計から公営企業会計へ移行しました。

現状と課題

- 平成20年度に公共下水道計画区域の見直しを行い、さらに費用対効果を見極めながら効率的な整備を進めていく必要があります。
- 施設の老朽化による改築更新が今後も必要とされており、財源確保と計画的な執行が課題となっています。
- 下水道が生活環境の改善や水質の保全に役立っている現状の周知を図るなど、未水洗世帯への対応策を強化し、水洗化を拡大する必要があります。
- 負担の公平性を図るとともに、経営の効率化に向けた処理施設の統廃合を推進するため、下水道使用料を統一する必要があります。
- 下水道事業の経営状況をより明確にするため、公営企業会計による経営管理を進める必要があります。
- 下水道計画区域外における合併処理浄化槽設置者5,736戸（平成22年度末現在）に対し、佐久市浄化槽協会の会員数は、2,578戸（平成22年度末現在）となっており、適切な水質を維持するため、佐久市浄化槽協会の加入率の向上と、未加入者の維持管理状況を把握する必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 公共下水道の整備と管理

- 公共下水道の未普及箇所について、費用対効果を検証し、効率的な整備を進めます。
- 水資源保全の観点から、適正な維持管理及び施設の更新・機能強化を進めます。
- 未水洗世帯への水洗化促進策を講じ、水洗化の拡大を図ります。

(2) 下水道の健全経営

- 負担の公平性の確保と経営の効率化を図るため、下水道使用料の統一に取り組みます。
- 公営企業会計による経営状況の明確化を図ります。
- 民間ノウハウの活用により、下水道使用料の収納率の向上を図ります。

(3) 合併処理浄化槽の普及と管理

- 下水道計画区域以外への合併処理浄化槽による水洗化を促進するとともに、佐久市浄化槽協会と連携して既設の合併処理浄化槽の適正な維持管理を行います。
- 佐久市浄化槽協会への未加入者に対し加入を促すとともに、未加入者の浄化槽の維持管理状況の把握に努めます。

(4) 効率的な生活排水処理施設の統廃合

- 生活排水処理施設の効率的な再配置や統廃合を行い、安定経営確保を目指します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
下水道整備面積 (ha)	2,931 [H22]	3,032
水洗化率 (%)	86.9 [H22]	90.9
下水道使用料収納率 (現年分) (%)	91.5 [H22]	100.0

チャレンジ!!

- 市内の全戸水洗化を図ります。
(A 魅力倍増プロジェクト)

第6章

市民生活の安全確保と 市民満足度の向上

第1節 安心で安全なまちづくり

防 災

前期の主な取り組み

- 総合防災訓練や自主防災組織による防災訓練により、防災意識の向上、災害などの迅速な連携が図られています。
- 平成18年度から、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準により建設された一戸建て木造住宅の耐震診断費や、耐震改修工事費の一部補助を行っています。
- 各区からの改善要望による河川・用悪水路の危険箇所の改修を、平成21年度からは区要望優先度判定フローに基づき、危険性・緊急性に応じて実施しています。
- 水防法に基づく千曲川ハザードマップが作成され、湯川、滑津川、志賀川については県が浸水想定区域をホームページで公開しています。
- 雨水排水路の整備により、岩村田地区の相生町・稲荷町間、中込地区の中込新町・三家間の浸水被害が解消されました。
- 浅間山火山防災対策連絡協議会が気象庁と周辺市町村により組織され、有事の際の影響を示した浅間山火山防災マップを作成しました。
- 防災行政無線が全市に整備され、これを活用した防災告知放送システムを構築し、災害情報が全市的、局地的に伝えることが可能になりました。

現状と課題

- 東日本大震災の発生により、市民の防災意識が高まり、防災体制の充実が一層求められています。
- 大規模地震に備えるため、建物の耐震強化が重要であり、すまいの安全「とうかい」防止対策事業*の耐震診断や耐震補強工事への補助制度の活用を促進する必要があります。
- 近年は局地的な集中豪雨が発生しており、排水計画や、浸水被害の調査と対応策の検討を行い、計画的に排水路の整備を進める必要があります。また、浸水想定区域での避難場所の見直しや、要援護者施設の把握などについて、きめ細かに対応する必要があります。
- 高齢者への有事対応など、地域において災害時支え合いマップの実践を訓練する必要があります。
- 地震や浅間山の噴火など大規模災害における情報伝達について、シミュレーションし確認する必要があります。

*すまいの安全「とうかい」防止対策事業:昭和56年5月31日以前に着工した木造在来工法による長屋及び共同住宅以外の個人所有の木造住宅に対し、所有者の希望により、耐震診断は市が実施し、耐震補強工事に関しては市が費用の一部を補助する事業。

後期の主な取り組み

(1) 防災体制の強化

- 国・県・他市町村・民間との連携、また友好都市などとの相互応援体制を始めとした防災体制の強化を図ります。
- 地域防災計画の点検と見直しを行い、各種災害対策や体制の強化を推進します。
- 防災情報システムを充実させ、正確な情報の収集や伝達に活用します。
- 自主防災組織の育成による地域ぐるみの防災体制の確立を促進します。
- 関係機関との連携や、浅間山火山防災マップの活用により、浅間山の火山災害対応体制を強化します。

(2) 防災対策の推進

- 国・県と連携し、耐震診断や耐震補強工事による建物の耐震強化を促進します。
- 防災活動に必要な資機材を充実し、災害時の機能強化を図ります。
- 関係機関と連携し、森林整備や河川などの改修、市街地の雨水排水施設の整備を進め、被害の未然防止を図ります。

(3) 市民の防災意識の高揚

- 広報活動や総合防災訓練などの実施により、自主防災意識の高揚を図ります。
- 実践的な総合防災訓練や、独居高齢者の対応など地域の実情に応じた自主防災組織による防災訓練の実施を促進します。

(4) 国民保護体制の整備

- 国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために、全国瞬時警報システム*による情報提供と事後の救助体制の充実を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
自主防災組織設置区数 (区)	230 [H22]	239
地域自主防災訓練実施 区 (区)	143 [H22]	239

チャレンジ!!

地域ごとの特性を考慮した防災対策を推進し、地域防災の強いまちをつくります。

(B 弱点克服プロジェクト)

*全国瞬時警報システム: 気象庁から送信される気象関係情報や、内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステム。

前期の主な取り組み

- 緊急車両などの更新を計画的に行い、佐久消防署では、はしご付消防ポンプ自動車、高規格救急車と高度救急資機材、化学車が配備されました。
- 地域の実情に応じた消防団組織体制の構築を図り、非常時に対応できるようにするとともに、老朽化した設備の整備・更新を計画的に行っています。
- 危険物施設・防火対象施設の予防強化と防火管理の指導徹底に努め、定期的に施設への立ち入り検査を実施し、不備な箇所の早期発見と、改善改修を指導しています。
- 救急事例検討会などに積極的に出席し、救急隊員の資質向上に努めています。また救急救命士を中心に、医療機関との連絡調整を図るなど必要な専門知識・技術の習得を行っています。
- 自動体外式除細動器（AED）*の使用方法や応急手当などの知識・技術の普及のため、毎年約100件の講習会を開催し、毎年2000名以上が受講しています。

現状と課題

- 通信指令系統の一元化について、平成28年度からの無線デジタル化移行に向けて東北信エリアで共同整備を進めるとともに、老朽化した消防庁舎の計画的な整備を図る必要があります。
- 高度・多様化する消防・救急ニーズにより、水槽付きポンプ車、林野火災工作車や高規格救急車などの更新を計画的に行う必要があります。
- 消防団協力事業所認定制度などを活用し、消防団活動の普及、理解を得られるよう啓発活動を引き続き行う必要があります。
- 消防団員の確保を図るとともに、民生委員との連携など高齢化社会に対応した消防団活動を検討する必要があります。
- 火災予防のため、各種メディアを活用した啓発と、改正消防法により義務づけられた火災警報器の普及・促進を図る必要があります。
- 救急・救助体制の強化のため、専門的な知識・技術を持った職員の養成や高度救急資材の整備を図るとともに、医療機関との連携強化を促進する必要があります。
- 事故や救急傷病者が発生した場合、現場に居合わせた人による応急手当が重要であることから、AEDの普及・設置と、使用方法を含めた救急蘇生法の講習会の実施などの充実を図る必要があります。

*自動体外式除細動器(AED)：心室細動の際に機器が自動的に解析を行い、必要に応じて電氣的なショック(除細動)を与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器。

後期の主な取り組み

(1) 広域消防・救急体制の強化

- 通信指令系統の一元化により、広域的な消防・救急体制の強化を図ります。
- 消防車両や消防資機材を充実し、予防活動や被害軽減を図ります。
- 消防無線のデジタル化移行や、施設の老朽化のため、消防庁舎の新設移転を進めます。
- 救急車両の計画的な更新を促進するなど救急・救助体制の充実を図るとともに、医療機関との連携を強化し救命率を高めます。
- 救急隊員や救急救命士の育成を強化します。
- AED の効果的な配備と、設置場所の周知及び使用方法を含めた救急蘇生法の普及を図ります。

(2) 地域消防体制の充実

- 地域の実情に応じた消防団の組織体制を構築します。
- 女性消防団員など団員の加入を促進するとともに、組織の充実や消防団活動の強化を図ります。
- 消防水利の配備を進めるとともに、消防団の施設や小型動力ポンプ付積載車などの計画的な整備・更新を図ります。

(3) 市民・民間の防火体制充実

- 事業所などの防火管理や危険物管理体制の充実を促進します。
- 防火訓練や広報活動により、防火意識の高揚を図ります。
- 火災予防のため、啓発活動の推進や、住宅用火災警報器の設置を促進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
消防団協力事業所 (箇所)	57 [H22]	100
火災発生件数 (件/年)	52 [H22]	25

チャレンジ!!

消防・救急体制を充実し、市民の財産・生命を守ります。

(A 魅力倍増プロジェクト)

前期の主な取り組み

- 安全な歩行空間の確保、安心な道路交通の実現に向けて、各種交通安全施設の設置、整備を計画的に進めています。
- 死亡事故発生時には、現地診断、再発防止検討会などの開催により対策を講じています。
- 交通安全市民大会や高齢者対象のナイトスクール、シルバー講習などの住民参加型安全教育のほか、小・中学校での交通安全教室の開催など、年代・対象別に交通安全教育を推進しています。

現状と課題

- 高齢者が事故を起こしたり、死亡したりする交通事故が増加傾向にあり、また歩行者などの交通弱者が死亡する事故も高比率となっています。
- 交通安全対策は、関係機関と連携した交通安全指導や交通安全教育などにより市民に啓発するとともに、従来の対策のほか、交通事故の発生実態を踏まえた新たな対策を講じる必要があります。
- 高速交通網などの整備による交通量の増加を踏まえ、交通環境・交通実態の変化などに対応した交通安全施設の整備や、交通安全意識の啓発などの安全教育をする必要があります。
- 交通安全施設の整備や危険箇所については、地域の現状と要望を把握し、地権者や各区の関係者などと連携して改善を図る必要があります。
- 長野県民交通災害共済は、交通事故で災害を受けた方を救済するものですが、加入率は、平成19年以降徐々に減少していることから、加入を促進する必要があります。
- 交通事故相談は、相談者が気軽に相談できる環境と、適切な対応を図る体制を確立する必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 交通安全環境の整備

- 歩道の整備などに努め、子どもや高齢者にやさしい安全で快適な歩行者空間の確保を推進します。
- 交通安全施設への区要望などに迅速に対応するとともに、交通事故の多発箇所を点検し、事故防止に効果的な交通安全施設の設置を推進します。

(2) 交通安全意識の高揚

- 交通指導員の講話能力・知識の向上を図るとともに、地域の実情や対象者に応じた交通安全教室を開催します。
- 高齢者対象のナイトスクールやシルバー講習など、参加しやすい交通安全教室づくりに努めます。
- 関係機関との連携により、地域ぐるみで交通安全意識の高揚に努めます。

(3) 相談・救済対策の充実

- 交通災害共済制度のメリットを周知する広報活動を積極的に行い、加入を促進します。
- 長野県交通事故相談所などの関係機関との連携を図り、相談者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
交通安全大会、各種講習会などの参加者数 (人/年)	10,442 [H22]	16,000

チャレンジ!!

交通事故死者数 0 (ゼロ) のまちを目指します。

(B 弱点克服プロジェクト)

防 犯

前期の主な取り組み

- 各区からの要望に基づき防犯灯の整備を進めています。特に平成22年度からはLEDを採用し、夜間の犯罪防止を図っています。
- 子どもを犯罪から守るため、青色防犯パトロールを行うための講習会を警察と連携して開催しているほか、防犯ブザーの配布、青色回転灯装着車によるパトロールなどを行っています。
- 警察や防犯協会など関係機関と連携し、計画に基づき防犯活動を実施しています。

現状と課題

- 都市化が進展する中で、地域住民の連帯意識の希薄化が進み、地域防犯体制の弱体化が危惧されており、地域コミュニティ活動の促進など、地域ぐるみで防犯体制を強化する必要があります。
- 夜間の犯罪防止のため防犯灯を設置するなど、防犯施設の設置を一層推進するとともに、引き続き、家庭や地域、関係機関の連携強化のもとで、防犯活動を進める必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 防犯体制・防犯活動の強化
- 地域住民・関係機関・防犯組織の連携や、子どもを守る安心の家の設置、防犯パトロールなどにより地域ぐるみの防犯活動を促進します。

- 佐久ケーブルテレビ、FM さくだいらと連携し、防犯に関する情報提供の充実に努めます。
- 犯罪を未然に防止するため、防犯意識の高揚を図ります。

(2) 防犯環境の整備

- 防犯灯の整備を推進し、夜間における犯罪の防止を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
犯罪発生件数 (件/年)	1,079 [H22]	835

チャレンジ!!

地域防犯体制の充実と地域住民の防犯意識の高揚を図り、犯罪のないまちづくりを推進します。

(B 弱点克服プロジェクト)

*青色防犯パトロール:児童生徒の登下校時の安全対策及び地域防犯対策として、青色回転灯装着車両による防犯パトロール。

前期の主な取り組み

- 消費者トラブルなど消費生活相談は、複雑・多様化する中で、増加傾向にあり、消費生活の安全確保のための迅速で適切な相談対応と、トラブル解決に努めています。
- 食に関する問題は、適切な事実確認と情報提供により、市民の不安の払拭に努めています。
- 高齢化社会を迎える中で、消費生活問題の正しい理解は、重要度を増しており、消費者の啓発を積極的に推進しています。
- 消費者問題は、あらゆる広報媒体を活用した早期の正しい情報提供に努め、消費者への周知徹底を図っています。

現状と課題

- 各種消費者トラブルなどに対応する相談業務の充実を図るとともに、相談や問題解決に的確に対応できる体制を確立する必要があります。
- 食に関する問題や、消費生活用製品の構造、材質、使用状況などの安全性については、関係機関との連携による情報の共有などを強化するとともに、迅速で適切な対応や、早期に正しい情報を提供することが重要です。
- 消費者問題は、正しい情報を早期に住民に提供することが重要であり、消費者に継続的に周知徹底する対策を推進する必要があります。

後期の主な取り組み

- (1) 消費者保護対策の推進
 - 悪質商法契約などの各種トラブル問題や、振り込め詐欺などの消費者被害に対応する相談業務・体制の充実を図ります。
 - 食品や消費生活用製品などに関して、関係機関と連携し、消費者情報の迅速かつ継続的な提供に努めます。
- (2) 消費者意識の高揚
 - 消費生活展を始め、佐久ケーブルテレビや広報佐久などを活用した情報提供の充実により、消費生活のトラブルに関する知識の普及と、消費生活に関する意識の高揚を図ります。
 - ごみ減量意識の高揚を図り、過大・過剰包装の改善を促進します。
- (3) 消費生活の改善
 - 消費者が、消費生活の改善について、自ら考え、主体的に行動することにより、賢い消費生活を送れるように、広報・啓発活動を推進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
消費生活展、街頭啓発、講習会などの実施回数 (回/年)	35 [H22]	60

チャレンジ!!

振り込め詐欺などの消費被害の根絶を目指します。
(B 弱点克服プロジェクト)

第2節 市民満足度の向上

協働のまちづくり

前期の主な取り組み

- 平成19年度より市民意見公募手続制度（パブリックコメント）*を導入するとともに、各審議会などの市民公募を行うことにより、市民が市政に参画する機会の拡充を図りました。
- よりわかりやすい行政情報の提供を図るため、平成22年度に市ホームページをリニューアルしました。
- 平成23年度に佐久市審議会等の会議の公開に関する指針を策定し、審議会などの会議について原則公開とし、審議日程や議事録などを公表しています。
- 平成22年度より東京モーニング*を実施し、在京市人会などと市政に関する懇談を行っています。
- 佐久市協働基本指針に基づき、佐久市協働のまちづくり行動計画を策定し、協働のまちづくりの観点からワークショップ方式*により、市民活動ネットワークの拠点設置についての研究・検討を行いました。
- 平成23年度に、まちづくり活動支援金を創設し、協働のまちづくりを推進する市民活動団体の公益的活動を支援しています。
- 幅広い年齢層、職種などから意見・提言を受け取る手段として、引き続き、地区市政懇談会、市政モニター制度、東京モーニング、市ホームページの市政に対する意見・提言コーナーの活用などによる広聴活動の充実に努めるとともに、新たな広聴活動を検討していく必要があります。
- 広報佐久は、市民に市の情報を伝える最も身近な媒体として、紙面構成と掲載内容について充実や検討を行う必要があります。
- 市からの情報提供を充実させるため、佐久ケーブルテレビやFMさくだいらとの連携を図るとともに、市ホームページの充実を図る必要があります。
- 佐久市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、審議会などの日程や議事録を市ホームページに掲載し、会議の透明性の向上と、積極的な情報提供を推進する必要があります。
- 平成24年度に設置する新しい公共*を担う市民の公益的活動の拠点となる佐久市市民活動サポートセンターは、市民主体の運営により、市民ニーズに対応した事業展開が求められています。
- 佐久市まちづくり活動支援金事業は、その効果を検証しながら市民活動団体が、より活用しやすい制度となるよう見直しを行いながら、効果的な支援策とする必要があります。

現状と課題

- 市民意見公募手続制度の適正な運用を図るなど、市民からの一層の意見の反映と、市政参画機会の拡充を図る必要があります。

*市民意見公募手続制度(パブリックコメント):市の基本的な施策などの策定に当たり、その形成過程における情報を市民に公表し、その意見(情報を含む。)の提出を広く求め、これを施策等の策定に反映させる機会を確保するための手続きのこと。

*東京モーニング:首都圏在住の市人会会員や本市にゆかりのある方々から、ふるさと佐久を「外から見た視点」で、市の施策などに意見や提言をいただく報告会。

- 協働のまちづくりの推進にあたっては、徹底した情報公開により市民と行政が正しい情報を共有し、相互に信頼関係を構築するなかで、パートナーとして連携を強化する必要があります。
- 情報公開制度は、より透明性の高い市政の実現と市民参加型の開かれた市政運営のため、個人情報保護などに努めつつ、請求に基づく公文書の開示から社会ニーズに応じた制度の改善を図る必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 市民の市政参画機会の拡充

- 市民の市政参加を促すため、市民が意見を出しやすい体制づくりに努めます。
- 市民自らが参加し、意見を述べる機会拡充のために、各種審議会などへの市民公募委員枠の拡大に努めます。

(2) 広報・広聴の充実

- 市民にきめ細かな情報提供を行うため、広報佐久や市ホームページの充実を図ります。
- 佐久ケーブルテレビやFMさくいだいらとの連携を図るとともに、多種多様なメディアへ積極的に情報を提供し、広くわかりやすい広報活動を推進します。
- 地区市政懇談会、市政モニター制度、東京モーニング、市ホームページの市政に対する意見・提言コーナーなどの充実により、幅広い年齢層や、職種などからの意見聴取を図るほか、市民との協働による広聴活動に努めます。
- 市民の市政参加を促進するため、審議会などの審議日程や議事録などの情報提供を図ります。

(3) 協働のまちづくりの推進

- 徹底した情報公開により市民と行政が情報を共有し、市民との協働のまちづくりを推進します。
- 佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動団体の実態把握と情報のデータベース化を図り、市民活動ネットワークの構築を図ります。
- 新しい公共を担う市民活動団体が行うまちづくり活動を積極的に支援します。

(4) 情報提供と個人情報保護

- 佐久市情報公開条例に基づき、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、社会ニーズに応じた制度の改善に努めます。
- 佐久市個人情報保護条例に基づき、個人情報保護制度の適正な運用を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
佐久市市民活動サポートセンター団体登録 (団体)	— [H22]	300
佐久市まちづくり活動支援金事業の活用による市民活動の促進 (団体/年)	— [H22]	10
各審議会など全体公募員割合 (%)	3.2 [H22]	10.0

チャレンジ!!

佐久市市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動支援のための情報ネットワークを構築し、人とひとを結ぶ心豊かなまちをつくりまします。

(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*ワークショップ方式: 複数の人が集まり、問題を解決する手段として、参加者が主体的に意見を出し合い討論し、時には現場を見たり、作業をしたりして共通の目的達成、問題の解決のために行われる会議の手法のこと。
*新しい公共: これまで行政により画一的に行われてきた公共サービスの提供において、地域住民、市民活動団体、事業者等の市民が積極的・主体的に参加することにより社会のニーズに対応し、市民との協働によりまちづくりを進めようとする考え方、またはその仕組みのこと。

コミュニティの育成

前期の主な取り組み

- 区や区長会の運営及び公会場など公共施設の整備に対し補助金を交付することにより、地域コミュニティ*の活性化を支援しています。
- 区長会の事務局を担当し、区の情報の収集と、行政の情報を提供することにより、区の良い運営を支援しています。
- 佐久総合病院の再構築に伴い、臼田地区におけるまちづくりについて住民が主体となって考える臼田まちづくり協議会を平成22年度に設置し、協議を進めています。
- 望月地区においては、過疎計画の策定を契機に、望月地区区長会や地区公民館などを中心に望月まちづくり協議会が設置されました。

現状と課題

- 厳しい行財政のもと、市民一人ひとりの主体的・自主的な市政参加が求められる中、災害時の助け合い、地域ぐるみの子育て、高齢者支援など、あらゆる活動の基礎となる区を始めとする地域コミュニティ組織は重要な役割を担っており、その組織の充実及び円滑な活動・運営を支援する必要があります。
- 少子高齢化や生活様式の多様化によりコミュニティ内のつながりが希薄化し、地域活動への参加者が減少している中、魅力あるコミュニティづくりを進める必要があります。
- 住民が主体となったまちづくりを進めるため、臼田まちづくり協議会、望月まちづくり協議会の運営を支援するとともに、まちづくりに対する住民意識の高揚を図る必要があります。

* 地域コミュニティ: 地域住民が生活している場所、消費・生産・芸能・祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団。

後期の主な取り組み

(1) 地域自治組織の育成

- 地域コミュニティの基本である区の活動や体制づくりを支援し、魅力あるコミュニティづくりを推進します。
- 基礎組織である区のほか、地域活動を行うボランティア団体やNPO*など、様々な団体とも協力し、行政と地域との新しい連携方法を検討します。

(2) コミュニティ活動環境の充実

- コミュニティとの協力・連携の強化と、コミュニティ間の情報交換を促進し、地域活動の充実に努めます。
- コミュニティ活動の基盤となる公会場などの施設整備を支援します。

(3) 住民主体のまちづくりへの支援

- 臼田地区及び望月地区のまちづくり協議会の運営を始め、住民合意による自発的な活動を支援します。
- まちづくり協議会の活動などを広く情報発信することにより、まちづくりに対する住民意識の高揚を図ります。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
区への加入率 (%)	87.57 [H22]	90.00

チャレンジ!!

一人ひとりの活力により、市民同士による共助と地域の魅力を高めます。

(C 新しい仕組みづくりプロジェクト)

*NPO: 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

前期の主な取り組み

- 平成19・20年度に、公の施設見直し方針・実施計画を策定し、計画的に指定管理者制度を導入しました。
- 市役所本庁舎や総合体育館など、公共施設の耐震化を進めています。

現状と課題

- 公共施設は経年による老朽化などにより、維持管理コストが増大するため、常に適切な管理運営について検討する必要があります。
- 指定管理者制度を始め、市民との協働による施設管理など、施設の設置目的や規模に応じて、適切な管理運営方法を導入する必要があります。
- 時代の変化に伴い、公共施設の適切かつ効率的な配置が求められており、同種の施設の統廃合や、遊休施設の有効利用など、公共施設の計画的な整備を推進する必要があります。
- 緊急時の避難所となる公共施設については、被害の軽減と住民の安全を確保するため、計画的な耐震改修に努める必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 公共施設の管理方法

- 公共施設の管理方法の見直しを行い、民間活力の活用など効率的な管理運営方法を導入します。
- 高い専門性や蓄積されたノウハウを持った最適な指定管理者の選定に努めます。
- 指定管理者制度に適さない施設などについては、アダプトシステムなどに取り組みます。

(2) 公共施設の適正な配置と整備

- 遊休施設の有効活用を図るとともに、市民ニーズや利用状況などを総合的に勘案し、施設の在り方の検討や、必要な施設の整備と既存施設の統廃合を計画的に進めます。

(3) 公共施設の耐震化

- 災害時に避難所となる公共施設の安全性を確保し、被害の軽減と住民の安全を確保できるよう耐震改修を推進します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
各年度における新規指定管理者制度導入施設 (施設)		1

チャレンジ!!

- 統廃合も含めた公共施設の適正配置と効率的な運営や維持管理を進めます。
(B 弱点克服プロジェクト)

前期の主な取り組み

- 簡素で効率的な組織機構への見直しと、佐久市行政改革行動計画に基づき職員の削減に努めました。
- 行政評価を導入し、計画・実施・評価・改善（PDCAサイクル）により事務事業の継続的な改善に努めるとともに、佐久市版事業仕分けにより公開の場で事務事業の点検を行いました。
- 地籍管理システム*の導入により、本庁や各支所で地籍図の交付が可能となり、市民の利便性が向上しました。
- 市税の公正公平な課税と、納税の利便性向上のためコンビニ収納を導入するとともに、長野県地方税滞納整理機構*との連携による収納率の向上など、自主財源の市税確保に努めました。
- 平成22年度から人事評価システムの運用を開始するとともに、幅広い視野と経験を身につけた人材を育成するため、他団体との人事交流を推進しています。
- 職員の健康管理のため、専任の保健師を配置し健康事業を推進するとともに、メンタルヘルス*関連事業を開始しました。
- 入札制度改革の一環として、建設工事における入札の透明性確保と適正価格での契約を推進するため、一般競争入札や最低制限価格制度を導入しました。
- 建設工事の品質確保に向けて、総合評価落札方式*の一般競争入札を試行実施しました。

現状と課題

- 地域主権改革の推進により、平成24年度から市町村分にも地域自主戦略交付金*が導入されるなど、地方自治体の権限と自由度が拡大されることから、地方自治体は今まで以上に、自己決定と自己責任のもとで魅力あるまちづくり、安定した行財政基盤を確立する必要があります。
- 佐久市行政改革大綱に基づき、行財政改革に取り組むとともに、簡素で効率的な行政体制を確立するため、組織機構の見直しや指定管理者制度などの積極的な導入、行政評価システムの効果的な運用を推進する必要があります。
- 複雑・多様化する行政需要への対応や行政水準の維持・向上のため、効率的な財政運営を図るとともに、戦略的・集中的に都市基盤整備の投資を行う必要があります。
- 自主財源の根幹をなす市税について、未申告者調査や、新たな収納率向上対策を検討する必要があります。
- 職員の適正配置を図るとともに、人事評価結果を研修などによる人材育成や給与などの処遇へ反映し、職員の仕事への意欲を高め、活力のある職場づくりを目指す必要があります。
- 職員の派遣研修や、県・広域連合などからの職員の受入れは、人材育成と職場の活性化に効果があるので、今後も継続した人事交流を推進する必要があります。

* 地籍管理システム: 数値化された地籍図データを管理するシステム。

* メンタルヘルス: 精神にかかわる健康のこと。

* 最低制限価格制度: 著しく低い金額で落札した結果、粗悪品が納入されるなどの事態を未然に防止し、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めたときに適用する制度

* 総合評価落札方式: 新しい技術やノウハウといった価格以外の要素を含めた「価格と価格以外の性能」の項目を評価して落札者を決定する新しい落札方式。

- 公共調達においては、手続きの透明性や客観性、競争性を向上させる観点から、一般競争入札の適用範囲の拡大や入札方法などの選択肢を多様にしていく必要があります。
- 総合評価落札方式は、経済性や事務の効率化などに配慮しつつ、さらに推進する必要があります。

後期の主な取り組み

(1) 効率的な行政運営

- 将来にわたって持続可能な行政運営基盤の確立を図ります。
- 時代の変化や市民ニーズに柔軟な対応をするため、より効率的・機能的な組織機構の見直しと適正な職員配置に努めます。
- 行政評価システムの効果的な運用により、費用対効果の検証と事業の取捨選択を図ります。
- 情報システムを活用し、事務事業の効率化を推進します。
- 事務事業の民間委託や民営化を推進するとともに、指定管理者制度の活用やPFI*手法の導入などを検討します。

(2) 効率的な財政運営

- 限られた財源の重点的・効率的な配分により、中長期的な視点に立った財政運営に努めます。
- 健全な自治体経営の確立に向け、経費の節減・合理化により、財政構造の弾力性の確保に努めます。
- 事業の実施にあたっては、国・県補助などの特定財源や交付税措置のある有利な起債の活用を図ります。
- 税の公平負担と財源確保のため、課税客体的確な把握に努めるとともに、納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。
- 将来的な市のあり方を勘案し、維持修繕費な

どへの影響を考慮した中で、戦略的・集中的な都市基盤整備を進めます。

- 遊休地の売却や広告事業などにより、新たな自主財源の確保に努めます。

(3) 適正な人事管理と職員能力発揮

- 人事評価結果を、処遇へ反映させ職場の活性化を図るとともに、人材育成や職員配置にも活用し、組織の効率化を図ります。
- 国・県及び他の団体との人事交流を継続するとともに、民間企業など他業種との交流を検討します。
- 複雑・多様化する市民ニーズを的確に把握し、変化に対応できる職員の育成を図ります。

(4) 入札及び契約の適正化

- 一般競争入札の適用対象を建設工事のほか、建設コンサルタントなどの業務及び管理その他の委託業務まで拡大し、適切な実施に努めます。
- 公共調達の内容や条件などに対応して、プロポーザル方式や複数年契約などの入札及び契約方法から容易に選択できるように努めます。
- 電子入札の導入と、総合評価落札方式の拡充・推進に努めます。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
市税徴収率 (現年課税分) (%)	97.25 [H22]	100.0

チャレンジ!!

自主財源の確保対策などにより、財政力指数の向上を目指します。

(B 弱点克服プロジェクト)

* 地域自主戦略交付金: 国が用途を定めているひも付き補助金を段階的に廃止し、地域の自主性を確立するための交付金。

* 長野県地方税滞納整理機構: 長野県内すべての市町村と県が協力して、大口・徴収が困難な滞納事案を専門的に処理する広域連合。

* PFI: 公共部門が実施していた公共施設などの建設や運営などを民間の資金やノウハウを活用し、民間事業者主導で実施することによって効率的・効果的な公共サービスの提供を図ること。

前期の主な取り組み

- 広域市町村連携の新たな取り組みとして、平成20年度に国から定住自立圏構想推進要綱*が示され、これに基づき、本市を中心市とした佐久地域定住自立圏の形成の取り組みを、佐久圏域の市町村に東御市が加わり12市町村により進めています。
- 定住自立圏構想については、平成23年度に策定した佐久地域定住自立圏共生ビジョン*に沿って具体的な取り組みを進めています。
- 本市が主体となり、高峯苑、豊里苑の統合施設として、佐久広域圏全体の利用が可能な新たな斎場の建設計画を進めています。
- 佐久広域連合において、野生鳥獣被害対策の調査研究が始まり、また成年後見支援センターと障害者相談支援センターが設置されました。

現状と課題

- 行政分野においては、一市町村単位で行うより広域的な運営の方が、経済的かつ効果的なサービスの提供が可能となる分野もあり、各市町村が保有する様々な資源を生かした広域連携を進める必要があります。
- 佐久地域の中核都市として、今後も近隣市町村との連携を柔軟に対応していく必要があります。
- 広域行政は、佐久広域連合を核として、一部事務組合や定住自立圏の形成などにより、市町村間の連携を深めながら推進していく必要があります。
- 高峯苑、豊里苑の老朽化から、新たな斎場の建設は、早急に対応する必要があります。
- 佐久地域定住自立圏の形成は、成果を勘案しながらビジョンの見直しを行い、より実効性の高い取り組みにする必要があります。

* 定住自立圏構想推進要綱: 地方圏の拠点都市が中心となって周辺市町村との協定に基づき役割分担・連携し、必要な生活機能を確保などに取り組み圏域全体の活性化を目指す構想が「定住自立圏構想」であり、総務省が定住自立圏構想を推進するため平成20年度に定めた要綱。

* 佐久地域定住自立圏共生ビジョン: 定住自立圏構想推進要綱に基づき、定住自立圏を形成する中心市が策定する、定住自立圏の将来像や具体的取組を示したビジョン。

後期の主な取り組み

(1) 広域行政の推進

- 佐久広域連合広域計画に基づき、佐久地域が一体となって、特色を生かした活力ある地域づくりを促進します。
- 地方分権改革の推進による自治体を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、新たな広域的課題についての調査研究に努めます。
- 市民サービスのさらなる向上を図るため、市内に佐久広域圏全体が利用できる新たな斎場の早期建設を推進します。

(2) 定住自立圏構想の推進

- 関係市町村との連携・協力による取り組みを推進し、圏域全体の生活機能やネットワークの強化を図ります。
- 佐久地域定住自立圏共生ビジョンの見直しを行い、社会情勢の変化に柔軟な対応を図ります。

(3) 広域行政の組織機能強化

- 多様化する広域行政需要に適切に対応できる組織体制の強化・充実を促進します。
- 事務処理の効率化を図るため、一部事務組合の統合を検討します。

目 標

項目 (単位)	現状値	目標値
定住自立圏による事業実施数 (事業)	— [H22]	25

チャレンジ!!

佐久地域の中心市としての役割を果たし、佐久地域全体の魅力向上と一体感のあるまちづくりを進めます。

(D 佐久を広めるプロジェクト)